

人といのちの関わり

—犬・猫の殺処分ゼロを目指す意義—

アブストラクト

43,200—この数字は、環境省が発表した「平成 29 年度 犬・猫の殺処分数」である。過去 30 年の統計の推移を見るとその数は年々減少していて、殺処分の問題は改善に向かっているように思える。しかし、完全に殺処分をなくすには至っていない。その背景には、「ペットブーム」という社会現象によって無責任な飼い主や悪質な動物取扱業者が増え、後を絶たないことがある。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」による詳細な規定が設けられているにも関わらず法に則った政策を実現させることが難しい、さまざまな立場にある人の動物愛護への理解や協力が必要である、といった幾つもの問題も残っている。

そもそも「殺処分ゼロ」を達成する必要性を問われたら、私は迷わず「必要だ」と答える。人以外の動物も人と同様に「道徳的地位」をもっていると考えからだ。言い換えれば、動物にも倫理的に正しい扱いを受ける権利「動物の権利」があるという考えである。また、「殺処分ゼロ」を目指す上で欠かせない「動物愛護の精神」を育み広めていくことは、人生を豊かにすると考える。

犬・猫といったペット以外の動物（野生動物や家畜など）の扱い方にも議論の余地はある。けれど、人と動物の関わり方を考え直す上でその第一歩として今回は「犬・猫の殺処分ゼロ」について研究した。そして私は、「殺処分ゼロ」の達成やその過程が人といのちの関わり方への考えを変え、延いては社会の在り方を変える役割を果たすと考え、「殺処分ゼロ」は現代の社会に必要だと結論づけた。

序論

昨今、日本では動物愛護の考えが広まっているように思える。動物愛護とは「動物を愛し守る」(今野、尾形、2014)ことで、新聞でペットの問題に関する記事が取り上げられたり、テレビの動物番組では里親探しの企画が放送されたり、以前よりも人々が動物に対する「正しい興味」を持つようになった。一方で、動物の大量生産、大量販売や動物の虐待といったのちある動物を物のように粗雑に扱う人々も根強く存在する。人間の私利私欲のために存在するわけではないにも関わらず、人間から理不尽な扱いを受ける動物がまだ多く存在する。殺処分は人間の最も身勝手な行為といえる。何の罪もない犬や猫のいのちが、殺処分の原因を作っている人間によって奪われるのである。私自身、10年犬を飼っていることもあって、以前から動物愛護に関心があり、殺処分問題も解決できないかと考えることがあった。そこで今回研究の対象にするのは、近年多くの自治体が目標に掲げる「殺処分ゼロ」である。犬と猫のいのちを扱うこの政策はよく見聞きするが、実際にどのような活動が行われているのかを知る人は多くないだろう。私は、殺処分ゼロの活動の必要性や、活動がどのような影響を私たちや社会に与えるのかを研究し、殺処分ゼロを目指す意義を結論づけるとともに、私なりに動物のいのちとの関わり方についての答えを導き出したい。

また、研究するにあたってさまざまな先行研究を参考にさせていただいた。「動物の愛護及び管理に関する法律」を基に自治体や行政がどのような政策を行っているのか、問題点や今後の課題については打越綾子氏、ペットビジネスの裏側や殺処分との関係については藤野義和氏、「殺処分ゼロ」の事業の先駆者とも言える熊本市動物愛護センターの事業の中心人物である松田光太郎氏は、熊本市動物愛護センターのこれまでの取り組みについてまとめていて、片野ゆか氏は熊本市動物愛護センターを取材し、まとめていた。「動物の権利」についてはデヴィッド・ドゥグラツィア氏、里親として譲渡犬を家族として迎えた人々や動物愛護センターの取材を行ったのが森絵都氏、今西乃子氏は愛媛県動物愛護センターとNPO法人「キドックス」を取材し、まとめていた。私は、先行研究から多くの知識を得た上で自分なりの結論を出したい。

第1章 殺処分ゼロ

第1節 「殺処分ゼロ」への取り組み

「殺処分ゼロ」への取り組みが多く見受けられるようになったのは、2012年に「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法)」の改正が行われたからだろう。環境省によると、「動物愛護管理法」は1973年に「動物の保護及び管理に関する法律」として制定され、1999年に「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称と内容の大幅な変更がなされたという。「保護」から「愛護」と一部言葉が変わると同時に内容も「動物取扱業の規制」、「飼い主責任の徹底」、「虐待や遺棄に関わる罰則の強化」など、動物をより積極的に守るための条文が多く盛り込まれた法となった。その後、2005年、2012年と改正が行われて現在に至る。この2012年の改正により、「十分に体系性を整え」(打越、2016)られた法が出来たといえる。たとえば、22条「販売が困難になった犬猫等の終生飼養の確保」や35条「引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を設ける。」といった、殺処分問題の改善につながるような項目も設けられた。

また、環境省が「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を2014年に発表した。目的に「犬猫の殺処分がなくなることを目指すための具体的対策について検討を行い、命を大切に、優しさのあふれる、人と動物の共生する社会の実現を目指す」とあり、環境省は2014年～2017年にかけて全国の19自治体と連携して24のモデル事業を実施した（この事業には「殺処分ゼロ」に関する活動以外も含まれていた）。プロジェクト発表後、「殺処分ゼロ」を目指す自治体も出てきた。

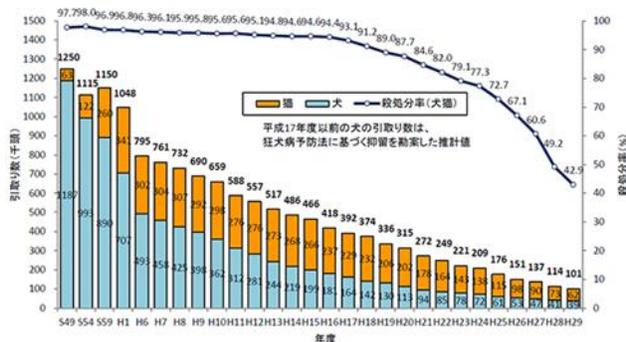
打越(2016)によると、自治体が行う業務の担い手は「本庁・保健所・動物愛護センター」の3つの組織に分けられるという。都道府県や政令市、中核市と、自治体の規模によって事業の担当は違う。都道府県は1つの組織が行うのではなく、組織同士が連携していることが多く、政令市では動物愛護センター、中核市では保健所を中心とした業務体制が出来ているという。業務には「適正飼養の普及啓発」や「動物愛護の普及啓発行事」、「保護収容引取返還譲渡活動」などで、自治体の規模と関係なく行われている。

第2節 殺処分の現状

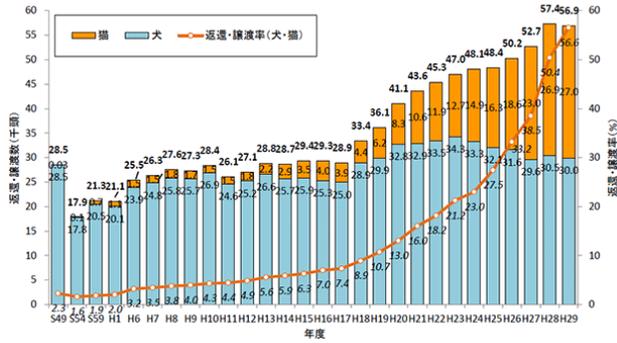
図1から図3はそれぞれ環境省が公表している「全国の犬・猫の引取り数の推移」、「全国の犬・猫の返還・譲渡数の推移」、「全国の犬・猫の殺処分の推移」のグラフだ。引取り数と殺処分数は年々減少して返還・譲渡数は増加傾向にあり、数を見ると政策は良い方向に向かっているといえる。しかし、「2012年の法改正によって動物取扱業者からの引き取りを求められた場合に、相当の事由がない場合（安易な処分の姿勢や繰り返し持ち込む業者など）には引き取りを拒否できる規定が設けられた」（打越、2016）。これにより、「引取り数」は減らせても、引き取り拒否された犬や猫が所有者であった悪質な動物取扱業者や無責任な飼い主に捨てられたり、遺棄されたりする可能性が高まったといえる。「殺処分ゼロ」は、表向きの数をゼロにすることではなく、理不尽な扱いを受けて死に至る犬や猫の数をゼロにすることだと私は考える。

また、「多い日には三十頭以上が処分を受けるという。それが日本各地のセンターで毎朝くりかえされている。」

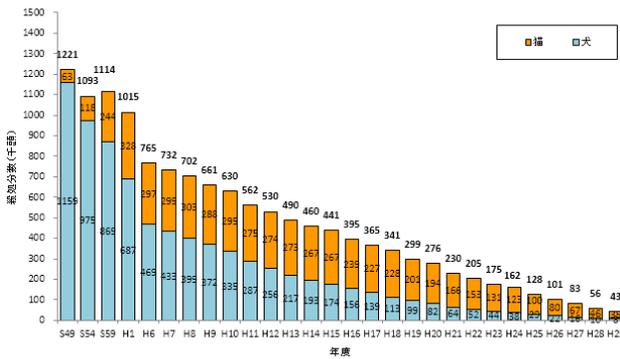
(森、2009)とあるように、まだまだ「殺処分ゼロ」には程遠いのが現状だ。



【図1】 全国の犬・猫の引取り数の推移(平成30年12月28日更新)



【図2】 全国の犬・猫の返還・譲渡数の推移(平成30年12月28日更新)



【図3】 全国の犬・猫の殺処分数の推移(平成30年12月28日更新)

第2章 殺処分がなくなる理由

第1節 ペット産業の発展

元来「ペット（愛玩動物）」と呼ばれていた犬や猫は、現在「コンパニオンアニマル（伴侶動物）」と呼ばれるようになり、家族の一員として扱われることが多くなった。高槻(2013)によると、現代の社会では人と人との関係が希薄になり、心の拠り所としてペットを有する人が増えたという。また、帝京科学大学准教授の濱野佐代子(2019)によると、「少子高齢化を背景に犬や猫は「子どものような存在」として家族の役割を担うように」なったという。

藤野(2018)によると、「生体やペット用品を販売するペットショップ等の小売店」や繁殖させた生体を小売店などに提供するブリーダーが主な事業者だという。これらの事業者は生体販売に関わり、同時に「殺処分にそれらが加担する側面がある」（藤野、2018）。実際、生体の殺処分に大きく関係する「流通過程の死亡」や「売れ残り」といった問題を引き起こしているのは悪質な動物取扱業者だ。「多数の犬を飼育し、ひたすら利殖目的で繁殖を繰り返し、犬の生涯を繁殖のみに費やさせる」（藤野、2018）、「劣悪な飼育環境で動物を管理している」（藤野、2018）、「売れ残った生体を遺棄したり、行政に引き取らせたりする」（藤野、2018）。このような一部の悪質なブリーダーの「過剰繁殖」や動物への惨い扱いが後を絶たないため、「殺処分」をなくするのが困難である。

第2節 無責任な飼い主による飼育放棄

高槻(2013)によると、保健所や動物愛護センターで殺処分される犬や猫の大半は一般の飼養者から引き取ったものだという。その理由はさまざまで、片野(2012)によると、飼い主の引っ越し先で飼育できない、吠えたり咬んだりして近隣住民とトラブルになった、犬や猫が病気や高齢で飼えない、飼い主の経済的な問題などで、中には「飲み物に毛が入るから」(森、2009)という信じ難い理由で手放す飼い主もいるという。しつけられなくて手に負えないという飼い主も多い。また、「衝動的購入は飼育者の飼育放棄につながる恐れがあることが指摘されている」。(藤野、2018)とあり、生体が物のように大量生産し大量販売され、安易な気持ちで飼うことができる社会自体も問題といえるだろう。どのような理由であろうと飼育放棄するのは人間の身勝手な行為であり、犬や猫は何も悪くない。人間側に落ち度があるのだ。

第3節 野生化した犬や猫

飼っていた犬や猫が逃げ出してしまい、そのまま行方不明になる。また、災害によって飼い主と離れ離れになることもある。飼い主や施設の活動によって飼い主の元に帰ることが出来る犬や猫がいる一方で、帰れずに野生化してしまう犬や猫もいる。高槻(2013)によると、実際に東日本大震災では多くの犬や猫が野生化して、施設で保護されることがあったという。保健所などで引き取りを拒否されて捨てられた犬や猫が野生化することもあるだろう。これらの野良犬・野良猫が「野外で繁殖」(環境省、2018)し、増加するという問題がある。

第3章 殺処分は間違っているのか

第1節 動物の権利の観点から

「動物の権利」という考え方がある。日本ではあまり馴染みがないので、多くの人知らない言葉だろう。まずは「動物の権利」の歴史を少し紹介したい。

ドゥグラツィア(2003)によると、動物の権利を主張する運動が始まったのは19世紀のイングランドで、動物実験に関する抗議活動であったという。一時は勢いを失ったものの、さまざまな差別に対する運動とともに動物への関心も再び高まった。1975年に出版されたピーター・シンガーの『動物の解放』が、動物の道徳的地位についての哲学的考察を増やし、多くの人に動物の問題に関わる市民運動への参加を促したという。戸田(2003)によると日本では、動物福祉に関する活動は、戦後すぐの1946年から始まったという。「アニミズムや仏教の自然共生的価値観が残る日本」(戸田、2003)で生き物を大切にするという考えが受け入れられるのは、そう難しいことではなかったはずだ。

ドゥグラツィアは、動物の権利をその強さによって3つに分けた。1番弱いものは「道徳的地位の意味」で、「少なくとも道徳的地位をもっている。動物は人間に利用されるためにだけ存在するのではないから」、その動物のために「良い扱いを受けるべきである」。次が「平等な配慮の意味」で、人間と動物は受ける利害の「道徳的重要性」が等しく、例えば「動物の苦しみは人間の苦しみと同じくらい重要である」。最も強いものは「功利性を乗り越える意味」で、「人間と同様に、動物にも社会の功利性を最大化するためであっても無視してはならない、ある種の重要な利害がある」。

つまり、「社会に不利益が生じても」彼らに危害を加えるべきでないとする。(ドゥグラツィア、2003)どの範囲までの動物(たとえば脊椎動物までなのか)がどのような権利を有するのか(功利性を乗り越える意味での動物の権利までもち得るのか)はまだ議論の余地があるが、本稿において重要なのは殺処分の問題に関わる犬や猫がどの権利をもっているのか、ということなので、その議論は控えたい。

犬や猫は「道徳的地位」をもつに留まると私は考える。つまり、人が犬や猫を不当な扱いをすることや危害を加えることは許されないが、人と動物の利害の重要性が一致するとは思わない。物理的な痛みや苦しみが危害となるのは人も犬・猫も同じだろうがその他の不快に感じることや利益となることは人と犬・猫ではおそらく異なる。ドゥグラツィアは自分の主張を裏付けるたとえとは別に、「自律を尊重するという原則は、成熟した人には適用されるが、動物には適用されない」(ドゥグラツィア、2003)、たとえば治療のために病院へ強制的に連れていくことは人に対しては適当でないが猫に対しては問題視されることはないと述べている。私はこの考えを支持する。だが少なくとも彼らにとっての利益は保障され、害となることは避けられるべきである。

殺処分によって犬・猫が死を迎えることは、「死は生の継続が可能にする貴重な機会を閉ざしてしまう限りにおいて、手段的な危害である」(ドゥグラツィア、2003)から、危害を加えるといった点で殺処分は彼らの道徳的地位を侵すことになる。「喜びや満足のような経験される幸福を高めるものや、その生物の自然な能力の発揮によるものを含む貴重な経験」(ドゥグラツィア、2003)を死は奪うことになる。たとえ犬・猫が「その機会について自覚していないとしても」(ドゥグラツィア、2003)である。犬・猫は動物の権利をもっている、という観点から私はその権利を侵す殺処分に反対する。

第2節 犬・猫の虐待防止対策にもつながる

警視庁によると、2017年度に「動物虐待事犯」として検挙された事件は68件であり、増加傾向にあるという。昨今の報道番組で取り上げられることも増えたように思える。また、虐待する様子の動画を撮影しYouTubeやTwitterなどSNSにあげるという、常識では考えられない行為も増えている。虐待に関して、動物愛護管理法によって「動物の虐待防止や適切な取り扱いについて定められて」いて、罰則規定まで存在する犯罪である。また、3章1節で扱った動物の権利も侵す行為だ。不当な理由で動物に痛みという危害を与えるからである。いうまでもなく虐待は間違った行為だ。

では、動物虐待と殺処分にどのような関係があるのか。私は、殺処分ゼロを目指す活動によって虐待という問題を完全解決まではできなくとも減らすことができると考える。1章1節で少し触れた通り、自治体では様々な政策が行われていて「犬猫の殺処분을抑制するための事業」や「虐待・多頭飼育・不適切飼養の解決に向けた事業」(打越、2016)と、それぞれに別の事業が成立している。打越(2016)は虐待や不適切飼育に関する事業(「普及啓発」や「日常的な情報収集」など)が直接的な解決に繋がらないことは、現場の担当者は自覚しているであろうと述べている。また、具体的解決のための「一時保護・シェルター施設の確保」や「動物虐待の監視班・専門担当職員の設

置]、「不適切飼養者・虐待者のメンタルヘルスに対するケア」が必要だが、どれも積極的な取り組みが見受けられないことを指摘している。虐待防止に向けた仕組み作りのための議論がなされるべきであるという。

「殺処分ゼロ」に向けた政策が各自治体で盛んになりつつある今、動物愛護の普及につながり動物のいのちの尊さを国民が知るきっかけになると私は考える。それは殺処分だけでなく、虐待をもなくしたいという思いを人々に抱かせる機会を与え得るだろう。実際、「全国的なゼロ運動の火付け役となった熊本市動物保護センターの努力」(打越、2016)などからも各団体の「情熱や誠意」は国民に伝わり、国民の動物愛護世論を高めている。虐待者の根絶が最終的な目標であろうが、まずは虐待者から動物を守ろうという考えを広めることから始めることが大切だ。このことから、動物愛護の普及に貢献すると考えられる「殺処分ゼロ」の政策に私は賛成する。

第4章 殺処分ゼロに関する問題点

第1節 組織編成と人材

「かつて動物愛護管理行政に関する法律が総理府の所管であった」、「どの省庁の所掌事務にも属さない」(打越、2016)、とあるように、元々は動物愛護管理行政に関する事業を専門に行う機関はなかった。その後、「省庁再編に伴って環境省に移管された」(打越、2016)。しかし、打越(2016)によると、それまで環境省は野生動物を扱う事業を行っていて、動物愛護管理法の適用対象ではなかったという。「環境省全体にとっては違和感のある分野が注入された」(打越、2016)という感覚があっただろう。一方で、「公衆衛生の観点から運用されてきた感染症法及び狂犬病予防法を所管するのは厚生労働省」(打越、2016)であり、動物愛護管理行政を扱う省庁が複数存在し、「自治体業務の日常的な運用に、ねじれが発生してきた状況にある」(打越、2016)。また、打越(2016)によると、実際に「現場行政を担う自治体」は、「やるべき作業があまりに多岐にわたって」いて、「恒常的に人員・予算不足に悩まされる」、「獣医師職員が持つような専門知識を有しているわけでもない」といった人材の問題もあるという。さらに、自治体は「価値観の異なる首長への交代、世論の風向きの変化、行政改革の一環」(打越、2016)などから組織の在り方が一変することがあり、不安定な組織だ。

自治体では「動物愛護推進協議会」という動物愛護管理行政の内容などを検討する協議会が開かれる。松田(2012)によると、たとえば熊本市では「熊本市獣医師会」や「動物愛護団体」、「動物取扱業者」、「盲導犬使用者の会」、「行政」の5つの機関で構成されているといい、それぞれ立場の違う人同士で話し合う。ここで、立場が違うために意見がすれ違うことは当然だろう。松田(2012)は、動物愛護団体は行政に対して不満があるために設立されるし、逆に行政は「法律や条例に従って」仕事を行っているにも関わらず、苦情を言う動物愛護団体に嫌気がさすと述べている。動物愛護団体と動物取扱業者の間でも動物の売買に関する意見の対立があるし、行政と動物取扱業者は指導監視する側される側で気まずいという。このように始めは話し合いがうまく進まず、挫折してしまう協議会もある。「協議会や推進委員を作っておしまい」(松田、2012)ではだめなのだ。

第2節 事業の複雑さ

打越(2016)によると、動物飼養問題については住宅部局、犬の散歩マナーは道路・公園の維持管理に関わる土木部局というように、「動物の特性や管理方法に関する専門知識を持つ職員が所属していない部局」が担当する事業もあるという。公衆衛生に関しても、動物だけでなく食品衛生など人に関わる事業も行っている。住民間のトラブルの対応や飼い犬のトラブルの対応など、仕事は山積みだ。その上で動物愛護管理行政まで担うとなると、完璧にこなすのは至難の業だ。また、行政の仕事は具体的な線引きがない。打越(2016)によると、飼い主のマナー問題による苦情・危害トラブルへの介入や動物への虐待の定義、動物取扱業者の指導などは、何を基準に行政が対応すべきか曖昧だという。

このように、担当職員は多種多様な業務をこなし、マニュアルのない臨機応変な対応をすることが求められ、多くのトラブルにも向き合わなくてはならない。職員にとってかなりの負担になっているといえる。

第3節 民間人の協力不足

「殺処分ゼロ」を目指すにあたって最も重要なことは、行政と民間人の協力体制だ。いくら行政の人間が頑張っても、民間人の理解が得られなければ政策を行うことは出来ない。また、動物愛護センターに持ち込まれる犬や猫の大半が飼い主によるものであり、このような無責任な飼い主や悪質な動物取扱業者に動物愛護について理解してもらえない限り、殺処分はなくなる。しかし、多くの自治体でうまく連携できていない。実際に、私も今回の研究を通して神奈川県犬や猫の譲渡会や動物愛護推進協議会について初めて知った。また、多くの先行研究があるにも関わらずほとんどの人がそれを知らないだろう。自分を含め民間人の動物愛護管理行政に対する知識不足を痛感した。

第5章 解決策

第1節 自治体の体制を整える

打越(2016)によると、組織体制が不十分であるのには、「担当者の人員が限られているにもかかわらず、やるべき作業があまりにも多岐にわたっている」ことによって1つ1つの事業にじっくりと向き合えずにいたり、専門の知識を身に付けることが困難であったり、「マイナーな分野であった」ことによる「人員・予算不足」といった原因があるという。自治体への負担が大きく、これを改善するには動物愛護センターや保健所で実際に活動をする組織と国との連携を強化し、協力体制や信頼関係を築き上げていく必要があると考える。打越(2016)によると、政治家や愛護団体などは、法律改正で罰則強化や条例による規制をすることで問題を解決しようとしがちだが、それは「現場での混乱や軋轢、神経質な業務運営を招く」ことになるという。それでは現場での課題の改善にはあまりつながらないだろう。まずは現場での問題を把握し、解決するための政策を国が積極的に行う必要がある。たとえば、業務に見合った予算を提供したり人材育成のためのプログラムを実施したり、法の整備だけでなく国による主体的な活動が求められるだろう。また、国をもっと積極的に動

かすためには現場での動物愛護の考えを広めるだけでなく、国の動物愛護への関心を高めることも重要である。そのためにも深い関係性を築き、現場で行われている動物愛護の普及活動や殺処分抑制への取り組みを知るべきだろう。

第2節 各機関の関係改善

動物愛護団体などのボランティア活動を行う団体と行政の関係の改善も必要である。打越(2016)によると、自治体の動物愛護管理行政は動物愛護論者から「犬や猫を安易に引き取り、殺処分する業務を続ける」こと、「施設で保管している数日間の劣悪な衛生状態は虐待に当たる」などと批判され、一方行政側は「政策分野とのバランスや財政状況を度外視した身勝手な主張」だと、愛護論者に嫌悪感を抱くことも少なくなかったという。しかし、この敵対関係を少しずつ解消して相互協力を進める自治体も増えてきているという。具体的な例として、神戸市動物管理センターと、そこで活動してきたボランティア団体 CITY CENTER クロや熊本市動物愛護センターなどがある。「愛護論者は、行政側の対応がどんなに不足しているように見えても、頭ごなしに批判するのではなく行政機構内部の事情を理解しようとしなければならない。行政側は、愛護論者の発言がどんなに偏って聞こえたとしても、そこから学ぶべきエッセンスを探すことを怠ってはならない。」「相手の強みに敬意を払い、相互が役割分担をする工夫と忍耐力が必要である。」と打越(2016)は述べる。

このような行政とボランティア団体の努力のもとで行われる誠意的な活動が、民間人の心を動かす。このような協力体制のもとで行われる活動は行政単体で行われる活動よりも民間人の問題への関心を高める、というのも、より広い視野をもって政策に取り組むことができるし、役割分担によって活動の幅を広げることが可能だからだ。事実、熊本市動物愛護センターでは殺処分数を限りなくゼロに近づけることに成功している。

生体の流通に関して、生体販売会社「ペットファースト」の社長、正宗伸麻(2019)は「ブリーダーから飼い主へと」生体が渡っていく流れの中で、「より良い流通が行われるためのチェック」を行い「命に真摯に向き合う、社会性と透明性を持った企業を育てていかなければ」ならないと話す。

第3節 官民協力体制の確立

打越(2016)によると、「ローカル・ガバナンス」という地方行政の研究分野があるという。人々の生活スタイルや価値観が多様化し、地域の問題は住民やボランティア団体・民間企業など地域に関わる人々の協働があってこそ解決できるという考えだ。松田(2012)も「動物愛護活動は官と民の協働で取り組むべき事業です。官だけ、民だけでは前に進みません。お互いが助け合い、補充しあってこそ成果が出るものです。」と主張する。民間人の協力を得るため、まずは行政がどのような活動を行っているのか知ってもらう必要がある。打越(2016)によると、具体的には動物愛護の普及啓発に向けて行事・イベントやパンフレット・ホームページの作成・配布、住民や各種団体への出張講義の実施など、犬猫殺処分を抑制するための不妊・去勢手術の普及啓発や飼い主のいない猫に対する活動への支援など、返還・譲渡のための譲渡会や講習会の開催など、様々な項目に分けて

活動が行われるという。

しかし、大半の人がその事実を知らない。この問題を解決するには、今まで以上に普及活動を増やす、活動に参加した民間人に SNS などで宣伝してもらうなど、情報が多くの人に届く機会を作ることが大切であると考えます。マスコミによる宣伝があれば効果は大きいだろう。民間人が知るべきもっとも大切なことは殺処分による犬や猫の死という事実だろう。ただ、動物を大切に扱うべきだと聞いただけでは心を動かすことはできない。今西(2015)の著書で愛媛県動物愛護センターの職員、渡邊清一は「まず住民らにこの事実(殺処分をなくせば、民間人が無駄だと言う犬や猫のために使う税金もなくせるといこと)を伝え、捨てられる命をなくなるために、何をすべきか考えてもらう」、「処分をこの手を通してやってきたわれわれやからこそ、伝えられる真実があるんじゃないか」と話す。実際に私も殺処分の過程について本を読んだだけでも心苦しく感じた。現実から目を背けず受け止めることが、動物愛護につながるだろう。

第4節 正しい飼育の知識を身につける

犬や猫を飼うのであれば、一生を見届ける覚悟がある場合のみ飼うようにしなければならない。安易な気持ちで衝動買いするなど言語道断である。飼う前に、経済的に養う余裕はあるか、しつけは根気よくできるか、手入れや糞尿の世話はできるか、あらゆる角度から検討し熟考し、可能だと断言できる場合のみ、飼う権利があるだろう。今西(2015)の著書で愛媛県動物愛護センターの職員、森松清美は「“飼いたい”と“飼える”は、全くちがいます」、「犬のために“犬を飼わない”という選択肢もあります」と、飼わないことがむしろ犬や猫にとって幸せなときもあると話していた。自治体の普及活動では、こうした正しい飼養方法も指導することで少しでも無責任な飼い主を減らすことができるだろう。もし飼えるとして可能ならば、行政から譲り受けることを選択してもらえることが望ましい。

悪質な動物取扱業者に関しては、打越(2016)によると「動物取扱業者の登録制の実施や研修・講習会の実施、定期的な立ち入り検査、届出証・登録証などの発行と店頭での掲示の義務化、法律の規定に加えた横出し・上乗せの罰則、悪質な動物取扱業者への行政処分の発動」など、様々な監視指導業務が行われているというが、それでも問題がなくなる。動物愛護の普及には限界があり、すべての人に受け入れられないという難点をもつ。殺処分の実態について関心を持ち、何か出来ないかと考える人もいる。一方、動物愛護センターに犬を持ち込み、その犬が殺処分されると聞いても躊躇なく置いていく飼い主もいる。根絶は難しいだろうが、犬や猫を守るためには悪質な動物取扱業者とみなす動物取扱業者の明確な厳しい条件を設けたり、その人たちの処分を強化したりする必要があるだろう。罰則強化や条例による規制が現場への混乱などを招く、と前述したが、このような動物愛護の普及啓発だけでは解決できない場合は法で裁くほか対策はないだろう。迷い犬や迷い猫に関しては打越(2016)によると、「迷子動物検索のテレホンサービスの設置(インターネットやパソコンを使えない人を想定)、飼い猫の不妊去勢手術時にマイクロチップ(環境省によると、世界に唯一の15桁の番号が記録されていて、この番号を専用の読み取り機で読み取って飼い主を特定する電子標識器具である。)を装着する事業、犬の登録情報から飼い主と推測される家へ

の個別電話による連絡確認」、自治体で保護動物の情報公開など、飼い主の元へ犬や猫を返還する活動を行っているという。民間人が発見した場合は、保健所や動物愛護センター、交番への連絡をすることが大切だ。飼い主は逃げ出さないようにしっかり管理することが大前提だが、逃げ出してしまった時のために首輪に鑑札をつけたりマイクロチップを装着したり、飼い主の情報がわかるようにしておくべきだ。

第5節 民間人にできること

3節で述べた通り、まずは動物愛護管理行政について知ることが大切だ。今西(2015)は、「地域の安全を守るため、野犬の捕獲や処分は行政としてやらざるをえない。しかし、危害を招いている張本人は管理をおこたった人間であり野犬もまた人間社会がつくりだした動物である」といい、私たちが考えなければならない事実はたくさんある。そして得た情報を周りに広めていく。家族など身近な人からでも広がっていけば、やがて多くの人に知ってもらえる。多くの人を知れば、自分に何ができるのか、考えて行動に移してくれる人が増えるだろう。今西(2015)によると、愛媛県動物愛護センターでの活動が広まると同時に、子どもたちが親と一緒にセンターでのボランティアに参加するようになったという。実際に出向いて活動することが難しい場合は、募金という支援の方法もある。近年では「ふるさと納税」として寄付を募る自治体もあり、「ふるさとチョイス」では広島県神石高原町に本部を置くNPO法人「ピースワンコ・ジャパン」や山口県宇部市の動物愛護団体の支援を行っている。動物愛護センターに使わなくなったタオルなどの物資を寄付することも、私たちにできることだ。前述のように、飼える条件を全て満たし、最期まで飼う覚悟があれば、保護団体から譲渡してもらうこともできる。譲渡会は各自治体、NPO法人などの愛護団体で定期的に行われているので、自分の自治体のホームページを確認してほしい。

野生化してしまった犬や猫はこれ以上増えないようにえさを与えない、保健所などの行政へ連絡をすることが私たちにできることだろう。

第6章 結論

これまで、殺処分ゼロの現状から問題を見出し、それぞれの解決策を研究してきた。研究している中での一番の発見は、動物を守るための活動には限界があり、すべての問題を完全に解決することは今のところ限りなく不可能に近いということだ。たとえ動物を守るための完璧な法を作成したとしても、自治体で実行できなければ意味がない。その自治体での問題も残っている上に、仮に殺処分ゼロに向けての政策を行うのに十分な組織体制が完成しても、協力する民間人が、あるいは行政に理解のある民間人がいなければ政策は成り立たない。その民間人の中には、動物愛護に理解があり、行政の政策に協力的な人もいれば、無責任な飼い主や悪質な動物取扱業者のような非協力的な人もいる。全員に動物愛護への理解を深めてもらうことは難しい。

また、ペット以外の家畜や実験動物、野生動物に関して、人が動物を殺している点では殺処分と同じであり、これらを容認することは「殺処分ゼロ」を目指すことと矛盾していると思われるかもしれない。この矛盾を解消する議論は今回の研究の本筋からずれてしまうので、控えたい。

動物のいのちへの考え方は様々であるが、私は殺処分ゼロに賛成である。ゼロという数字を目指すことではなく、政策が行われる中で動物愛護の考えを広めることができる可能性をもっている点で賛成できる。前述のように、すべての人に動物のいのちを守りたいという考えをもつことはできない。十人十色という言葉があるように、一人一人考えが違うからだ。これは虐待の根絶が難しいことからわかる。また、今西(2015)で愛媛県動物愛護センターの所長、勇孝徳は「ぼくは、捨てる人はゼロにはならないと思うんです。この世の中から犯罪がなくならんように」と話していた。しかし、政策を知って参加することで愛護への理解が広まり、民間人の中でも動物を守ろうという動きが見られるようになることもあるだろう。熊本市や愛媛県の実例からも、行政と民間人の意識次第で大いにあり得ると思える。

「殺処分ゼロ」を目指すにあたって、多くの人が協力して事業に取り組むことが不可欠である。事業に参加することで今まで関わることのなかった人との出会いや対立していた団体の協働が多く見受けられるだろう。松田(2012)は「熊本市の成果は熊本市動物愛護センター職員の頑張りはもちろんの事、熊本市動物愛護推進協議会のメンバーである動物愛護推進委員の皆さん方や、数多くのボランティアの方々の日々の努力によって成されたものであります」と述べている。多くの人が同じ目標に向かうことで絆が生まれ、深い信頼関係を築き、1つになれると考える。こうして、人と人のより良い共生社会を築ききっかけにもなるだろう。動物愛護を追求できる「平和で落ち着いている社会」(松田、2012)だからこそ、人と動物、人と人との健全な関係を築き、豊かな社会を創っていくべきだ。

犬と人、人と人との共生を目指すに相応しいプログラムが茨城県土浦市のNPO法人「キドックス」で行われている。今西(2016)によると、「キドックス」では、「青少年自立支援ドッグ・プログラム」という引きこもりやニートの若者たちの自立を目的に、捨てられた犬の世話をさせるプログラムを行っているという。存在価値を見出せず、社会に適応できないと自信を無くした若者に、犬の世話を通して自分にも社会貢献できるという自信を持たせ、更生させる。犬はNPO法人「キャピン」で保護された捨て犬や野犬を連れてきて、人に慣れさせることから譲渡できるようにしつけるまで訓練され、こちらも社会に出られるようになることが目的で行われる。「キドックス」に通った若者の中には人との会話すら怖がっていたにも関わらず、プログラムを通してバイトしようと社会復帰を志すまで成長した人がいた。犬は殺処分対象から譲渡犬になった。このプログラムは、社会復帰を通して犬と人を繋ぐだけでなく、人と人とを繋ぐ役割を果たし、この社会が目指すべき姿に近づくための理想的な事業といえる。

また、「殺処分ゼロ」を目指す上で欠かせない「動物愛護の普及・啓発活動」を小学校でもっと積極的に行うべきだと考える。今西(2016)によると、「キドックス」で訓練を受けた犬を児童養護施設に譲渡し、その後、「捨て犬を救いたいと、子どもたち自身が募金の寄付先を決めた」といい、譲渡された元捨て犬を通して動物愛護の精神を育んだ。子どもがいのちの大切さを学ぶことが、今後の動物愛護活動に良い影響をもたらすと考える。子どもは大人よりも情報の吸収が速いし、素直に事実を受け止めてくれるだろう。家族も子どもから話を聞けば理解を深めてくれるだろう。前述のよ

うに、親子でのボランティア活動も増えてきている。子どもが「殺処分ゼロ」のために大きく貢献すると私は考える。

以上のことから、殺処分ゼロ達成がいのちの扱い方を私たちに教え、様々な社会問題を解決するきっかけとなり得る点で目指す意義は十分にあると結論づける。目指す上での課題は多く、複雑だが、行政にしかできないことは行政に任せつつ、負担をかけすぎないように私たち民間人にできることを積極的に行うことが改善の一步になるだろう。(13650字)

【 参考文献 】

今西乃子(2015)『犬たちをおくる日 この命、灰になるために生まれてきたんじゃない』株式会社金の星社

今西乃子(2016)『ノンフィクション 知られざる世界 捨て犬たちとめざす明日』株式会社金の星社

今野洋子、尾形良子(2014)「動物愛護に関する実態と課題」『人間福祉研究』17巻、p33 - p46

打越綾子(2016)『日本の動物政策』株式会社ナカニシヤ出版

片野ゆか(2012)『ゼロ!こぎゃんかわいか動物がなぜ死なねばならんと?』株式会社集英社

神奈川県ホームページ(2019)「神奈川県動物愛護管理推進協議会」

〈www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f80160/index.html〉

神奈川県ホームページ(2019)「神奈川県動物愛護センターのホームページ」

〈www.pref.kanagawa.jp/docs/v7d/cnt/f80192/index.html〉

環境省(2019)「動物愛護管理法[動物の愛護と適切な管理]」〈https://www.env.go.jp/aigo/1_law〉

環境省(2018)「自治体に引き取られる犬・猫の動き」、「全国の犬・猫の引取り推移」、「全国の犬・猫の返還・譲渡数の推移」、「全国の犬・猫の殺処分の推移」、「殺処分ゼロ目標の考え方の再整理」『動物管理をめぐる主な課題(資料集 その2)』〈<https://www.env.go.jp/council/mat03-2>〉(2019-4-6)

環境省(2013)「ご挨拶」『人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト』

〈<https://www.env.go.jp>〉(2019-4-6)

環境省(2018)「マイクロチップをいれていますか?」『動物の愛護と適切な管理』

〈<https://www.env.go.jp>〉(2019-4-7)

警視庁(2018)「平成29年における生活経済事犯の検挙状況等について」『統計 | 警察庁 Web サイト』〈<https://www.npa.go.jp/toukei>〉(2019-4-6)

公益社団法人 日本動物福祉協会(2017)「迷子動物について」『動物虐待について』

〈<https://www.jaws.or.jp/welfare02>〉(2019-4-7)

高槻成紀(2013)『動物を守りたい君へ』株式会社岩波書店

DeGrazia David(2002)ANIMAL RIGHTS : A Very Short Introduction , Oxford University Press

[戸田清訳(2003)『1冊でわかる 動物の権利』株式会社岩波書店]

濱野佐代子(2019)「扱い方 社会の成熟示す」,『朝日新聞』2019年5月19日付, 13(9)

藤野義和(2018)「ソーシャル・イノベーションの普及にむけて－保護犬の「里親探し」サービスを始めたペットショップの事例－」『九州国際大学国際・経済論集』1号、p99 - p132

ふるさとチョイス(2019)「ふるさと納税サイト[ふるさとチョイス]受付プロジェクト一覧|ガバメントクラウドファンディング」〈<https://www.furusato-tax.jp/gcf/project>〉

正宗伸麻(2019)「流通 透明性と規定を」,『朝日新聞』2019年5月19日付, 13(9)

松田光太郎(2012)『殺処分ゼロの理由－熊本方式と呼ばれて』熊日情報文化センター

森絵都(2009)『君と一緒に生きよう』毎日新聞社

平和主義を選んだ日本は自衛隊に

何を望むのか

—平和そして安全保障を踏まえて—

概要

この論文では、自衛隊加憲の国民投票が行われることを想定した場合の「現状の改善点」と、国民は何を考えなければならないのかを明らかにする。第一章から第三章における論点は、「我々日本国民は自衛隊の任務範囲をどこまで許容するか」である。日本国民の大半が「政府解釈により違憲組織ではないとされた自衛隊」の存在を容認しているが、その一方で自衛隊の任務範囲については疑念を抱いている。そのため自衛隊加憲の国民投票が行われる場合、政府は自衛隊には何ができるのかを明確に示す必要がある。それというの、明確な提示が行われない場合「任務範囲不明瞭な自衛隊」を認めるか否かの国民投票になり、国民は何を問われているのか分からず、混乱が生起するためである。

以上のことを前提とし、第四章からおわりにでは、日本国民各人は自衛隊の任務範囲をどこまで許容するのかを明確化しなければならないということ、またどういった手順で明確化するのかを論じる。まず自分が希求する平和は独りよがりな平和か、それとも国際平和かというように、自らが望む平和とは何かを考え、「平和」をより厳密な意味で再定義する。次にその平和観を指標として、自国の安全のみを望むのか、国際社会の一員として国際協調をしていくのかというように「日本の安全保障をどうするか」を考えるとともに、「自衛隊の任務範囲をどこまで許容するのか」を明確化する。そしてこのような議論を推し進めるためには、安全保障についての学習環境の整備や平和教育における個々人の意見形成の場が必要であり、そして何よりも国民の主体的な努力と主権者意識が不可欠なのである。

はじめに

私たちは日本国憲法を学校教育において学習している。しかし、その憲法を熟読する人は多くないだろう。また憲法について考えることが日常生活に必要なと問われれば、必要事項であるとは言えない。しかしその憲法が変更されるという問題が私たちの前に現れようとしている。主に自衛隊加憲の問題である。

近年、憲法に関して護憲、改憲といった論争が起こった。それに伴い、憲法改正に関連する本も多く見るようになったと感じる。それが自衛隊や日本を取り巻く国際環境、安全保障、そして憲法に関わる事柄であることは概括的に認識しているが、このことでいかなる問題が生起しているのかを綿密に認知するに至っていない。これは日本国民や日本国の未来を決定する極めて重要なことである。無関係、煩瑣なこととして他人任せにしてはならない、自分で考察しなければならない重要事項である。だが複雑で抽象的な問題を議論することは時間のない現代人にとって面倒なことである。しかし、そうであるとしても実際に我々が国民投票をすることになれば、意見の決定のための判断基準は持っていなければならないのだ。

憲法改正の流れが、「憲法を改正すべきなのか」「国民投票でわれわれに問われることとは何なのか」、「どのように判断すればいいのか」について、国民一人ひとりが冷静な思考を行わない状態で、なし崩し的に進んでいくことの懸念や、日本の安全保障や自衛隊、憲法が普段意識しない事柄であるがゆえに、「私たちが理解できていないこと」を自覚していないのではないかという疑問。私は以上の懸念と疑問からこの論文を執筆することにした。この論文では、国民の間で一段と議論されてしかるべき日本の安全保障や平和観が無意識に放置されてきたことを認識させ、国民投票が行われることを想定した上で日本の「現状の改善点」と、我々国民が考えなければならないことを明らかにする。

第一章

憲法九条の政府解釈

第一節 自衛のための必要最小限度の実力を保持することは可能か

憲法第九条には「戦争の放棄」、「戦力不保持及び交戦権の否認」が定められている。第九条の条文は次の通りである。

第九条第一項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第九条第二項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

これらの憲法第九条の文言を見ると国際関係における武力行使の一切を禁止しており、軍、戦力一般の保持を禁止しているように捉えられる。そこで現在我が国に組織されている自衛隊は違憲であるか否かという問題が生じる。その問題に対する日本政府の解釈がこの章における論点である。第一節では、政府解釈によると自衛権は日本国憲法上否定されず、そのため、自衛措置¹は許容され、「自衛のための必要最小限度の実力を保持すること」が許容されているという解釈をとっていることを論じる。

防衛省は「わが国が独立国である以上、この規定²は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではありません。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解しています」（防衛省・自衛隊, 2019）³としている。では、「自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる」という解釈はどのように成り立つのだろうか。2014年7月1日の閣議決定では従来からの政府解釈の基本的論理（憲法九条下で許容される自衛措置について）が纏められている。『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』⁴には次のように示されている。

憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」⁵や憲法第13条⁶が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

¹ 本論文においては自衛のための必要最小限度の実力行使のことを指す

² 第9条（戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認）の規定のこと

³ 防衛省・自衛隊「憲法と自衛権」<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon02.html>

⁴ 国家安全保障会議決定（2014年7月1日）「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

⁵ 「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

⁶ 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

政府は憲法第九条を「『武力の行使』を一切禁じているように見える」というとともに「必要最小限度の『武力の行使』は許容される」（国家安全保障会議決定, 2014）との見解を示すため、自衛のための必要最小限度を超える武力行使は一切禁じていることは明らかである。

自衛措置（自衛のための必要最小限度の実力行使）がなぜ認められるのかというと、政府が、「憲法前文の国民の平和的生存権」と「憲法第十三条」を踏まえ、国民のこれらの権利が守られるために、憲法九条下で例外的に許容されている武力の行使であるという解釈をとったからである。また、この憲法九条下で例外的に認められる武力の行使は、「従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹」（防衛省・自衛隊, 2019）であった。

政府はこのようにして憲法九条は自衛措置を否定するものではないと解釈した。そのため「その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる」とし、「憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持」（防衛省・自衛隊, 2019）するとしている。

第二節 自衛隊は憲法違反なのか

第一節において、政府は「憲法前文の国民の平和的生存権」と「憲法第十三条」を踏まえ、憲法九条下で自衛措置が許容されているという解釈から、「自衛のための必要最小限度の実力を保持すること」が許容されているという解釈をとっていることが明らかになった。次に、自衛隊が憲法九条下で許容されるのかを明らかにしていく。

憲法第九条二項に「戦力」不保持が定められているが、「戦力」はもともと英語で書かれていたものであり、英文の日本国憲法第九条二項は次のようにかかっている。

In order to accomplish the aim of the preceding para-graph, land, sea, and air forces, as well as other war po-tential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized. （ゴシック体筆者, 長谷部, 2019, p. 5）

このように英文では「戦力」が「war po-tential」と表記されていた。そして長谷部（2018）によると「日本の歴代政府はこれを「戦争遂行能力」と理解」（長谷部, 2018, p. 28）してきたという。つまり、自衛隊が戦力（戦争遂行能力）にあたるならば、違憲組織だということになる。木村（2018）によると憲法九条下で自衛隊が違憲ではないと主張できる二つの説明法がある。第一の方法は、自衛隊は戦力だが十三条を根拠に九条の例外とし許容された存在だとする説明。第二の方法は、十三条の趣旨と調和するよう九条を解釈し、保有が禁じられる「軍、戦力」とは、「自衛のための必要最小限度を超える実力」を指すのであり、自衛隊はそれにあたらないため九条二項にも違反しないという説明である。

この二つの説明法のうち、政府がとったのは第二の説明法である。政府は、戦力（戦争遂行能力）と自衛力（自衛権を行使する能力、自衛のための最小限度の能力）を分け、自衛隊は自衛力であって、戦力ではないとしている。また、自衛力の必要性は、憲法十三条と国民の平和的生存権を根拠としている。

一方、第一の説明では自衛隊が九条の例外として「戦力」であると認められるため、自衛隊の定義が明確になる。しかし、「過大な実力の保有をしそうになったときに、歯止めをかけられなくなってしまう」（木村, 2018, p. 26）可能性がある。

このようにして政府は、自衛隊は自衛力であり戦力ではないため、違憲ではないという見解を示している。同様に、歴代の政府も「自衛隊は『戦力』にはあたらない、といつてきた」（長谷部, 2018, p. 28）のである。

第三節 戦力と自衛力

では、「戦力」と「自衛力」はどこが違うのか。防衛省は憲法上保持できる自衛力について次のように述べている。

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならぬと考えています。その具体的な限度は、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断されます。憲法第9条第2項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、わが国が保持する全体の實力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する實力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められます。(防衛省・自衛隊, 2019)

つまり、「自国の保有する實力の全体」が自衛のための必要最小限度であれば、憲法上保持することが許容される「自衛力」であり、自衛のための必要最小限度を超えた場合は、憲法上保持が禁止される「戦力」にあたるということである。さらに、この「限度」は時勢によって変化する相対的なものである。そのため、「自国の保有する實力の全体」が戦力（違憲）であるか自衛力であるかは、国民の代表である国会によって判断されるのである。

第二章

自衛隊の任務範囲についての国民の懐疑

第一節 日本国憲法と国際法

日本国憲法では戦争放棄、戦力不保持及び交戦権の否認を定めている。また、国際法においても国際連合憲章第二条四項に「武力不行使原則」と呼ばれるものが存在する。内容は、国連加盟国の個別の武力による威嚇、武力行使を原則的に禁止するものである。

国連は戦争を禁止するだけでなく、個々の国家の武力行使全般を禁止している⁷。戦争のみを禁止するものであれば「戦争ではない武力行使」が可能になってしまうが、武力行使全般が禁止されることで、法的に戦争とされにくい場合の対策となる。しかし、脅威が存在し、それに対する経済制裁、非軍事的制裁の措置においても対応が不十分であることが認められた場合も同様に武力不行使原則に拘束されるというわけではない。国際連合憲章第四十二条によると次のようなことが定められている。「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為」⁸の存在が安全保障理事会によって認められた場合、その脅威に対して国際連合が対応する⁹（強制措置¹⁰）。その際、軍事的措置がとられる「国連の武力行使」は、合法的な武力行使である。また、その際に安全保障理事会によって武力行使を許容された国々は合法的に武力行使が可能になる（授權による武力行使）。

しかし、侵略国から武力攻撃を受けている国連加盟国が、国連の対応までは侵略国に対し武力を用いてはならないというのは不合理である。そのため加盟国には自衛権が認められている。国際連合憲章第五十一条は次のようなことを定めている。個々の国家には、安全保障理事会による措置がとられるまでの間、自衛ができるように、個別的自衛権または集団的自衛権の行使が認められている。同様に日本国も国際法上は個別的自衛権、集団的自衛権が全面的に認められている。以上の議論を整理すると、現行の国際法は武力不行使原則があり、個々の国連加盟国は武力行使を原則的に禁じられている。その例外に、自衛権の行使、軍事的措置、授權による武力行使の三つが合法的な武力行使としてある。

このように日本国は国際法上、全面的に自衛権の行使が認められている。一方、「日本国憲法」を考慮したうえで日本国は全面的に自衛権が認められるかを考える必要がある。第一章で明らかにした通り、日本政府は、自衛措置（自衛のための必要最小限度の武力行使）は憲法九条下においても許容されるとの見解を従来から表明している。また、自衛措置の範囲については、「これまで政府は、この基本的な論理¹¹のもと、「武力の行使」が許容されるのは、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきました」（脚注筆者、防衛省・自衛隊、2019）と述べている。つまりこれまで政府は、日本国憲法下において許容される自衛権は（国際法でいう）個別的自衛権¹²に限られ、集団的自衛権¹³は許容されていないという見解であったということである。そのため今までは、国際法上、日本国が主権国家として集団的自衛権を持っているが、日本国憲法上、日本政府が集団的自衛権を行使することができなかったということである。

⁷ 最上（2017）によると、「戦争」と「武力行使」は法的に異なるものであり、いまや合法的な戦争は存在せず、特定の武力行使のみが合法化されるという。

⁸ 国際連合憲章第七章第三十九条

⁹ 対象が、平和に対する脅威、破壊、侵略に該当するか否か、強制措置（国連憲章第四十一条、四十二条）を起すか否かの決定権は安保理にある。

¹⁰ 強制措置には軍事的措置と非軍事的措置があり、非軍事的措置は主に経済制裁などを指す。また、最上（2017）によると、国連憲章で予定されていた国連軍はつくられず、動員すべき自前の兵力がないため、軍事的強制措置を起こせないという。

¹¹ 憲法九条下で例外的に許容される武力の行使について政府が一貫して表明してきた見解の根幹のこと。

¹² 被攻撃国が、自国への武力攻撃を排除するため必要最小限度の武力行使をする権利のこと。

¹³ 被攻撃国と密接な関係のある他国が、その攻撃が自国の安全を脅かすことを認め、必要最小限度の武力行使をする権利のこと。

第二節 存立危機事態の不明瞭性

今まで日本政府は日本国憲法上、集団的自衛権の行使は許容されていないという解釈であったが、2014年7月1日閣議決定において政府解釈が変更された。政府は『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』で次のように述べている。

我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。(日本政府, 2014)

このように政府解釈は、憲法九条下で認められる武力行使の範囲が武力攻撃事態等¹⁴への対処だけでなく、武力攻撃事態等または「存立危機事態」であれば武力行使が許容されるというように変更された。そして2015年、国会で安保関連法が制定され、自衛隊法七十六条が改正されたことにより、存立危機事態への対処が新設され、「新三要件」¹⁵の下で武力の行使が可能になった。政府はこれらの説明を、「我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」(日本政府, 2014)。そして、以上のような事態に備えるために憲法上、実力の行使が許容されるという説明をしている。また、存立危機事態は国際法上、集団的自衛権が根拠となるが、「憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである」(日本政府, 2014)と説明している。

集団的自衛権について騒がれた原因は、政府が、この存立危機事態が具体的にどのような状態であるのかを明確に表明できていないからである。「日本が武力攻撃を受けていない状態で、国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある状態」が現実に起こりうるのか。そしてそれは具体的にどのような状態なのか。「政府は、ホルムズ海峡の封鎖など、日本への武力攻撃がない場合にまでこの条文を適用できると説明」(木村, 2018, p. 31)したため、『時の政府ができると言ったら、なんでも武力行使ができる』という状態になってしまう」(木村, 2018, p. 31)危険性があるということである。

このように日本政府は存立危機事態への対処(集団的自衛権の一部の行使)を容認したが、その存立危機事態の内容の不明瞭性や、時の政権の判断で自衛隊による武力行使が可能になるという潜在的な危険性により、国民の理解が得られず混乱が生じたのである。このような混乱が生じたことから国民は自衛隊の任務範囲(自衛隊にはどのようなことができるのか)について疑念を抱いていることがわかる。

¹⁴自衛隊法七十六条一項一号。武力攻撃事態と武力攻撃予測事態の両者をさす。しかし、内容が明確になっていないという批判がある。また、これが国際法でいう個別的自衛権に相当する。

¹⁵(1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること (2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと (内閣官房, 2019, 「平和安全法制の概要」)

第三章

憲法に自衛隊を明記すること

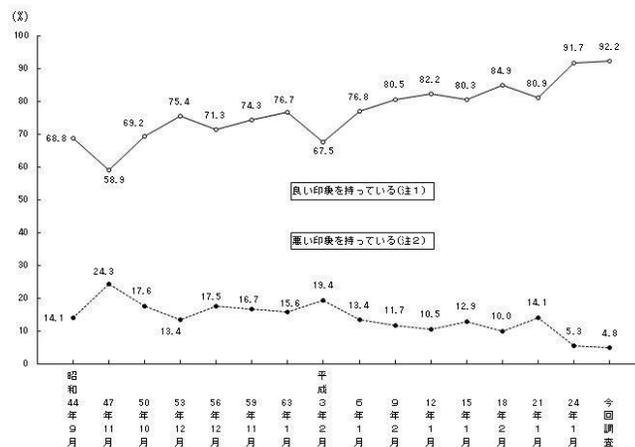
第一節 なぜ自衛隊を明記するのか

政府は、自衛隊は違憲組織ではないとしておきながら、なぜ憲法に自衛隊を明記しようとしているのだろうか。安倍首相は自衛隊明記の改憲を提案し、現在においても「憲法にしっかりと自衛隊と明記して違憲論争に終止符を打とう」（日本経済新聞, 2019, 2, 11）と引き続き改憲を行う意欲を示している。憲法に自衛隊を明記しようとする理由は以上の通り、違憲論争に終止符を打つためだという。首相官邸（2018）によると、自衛隊は発足時から存在が違憲であるという議論があり、現在も同様にその論調が残っているということである。事実、朝日新聞「安保法案学者アンケートに関するトピックス」¹⁶（朝日新聞, 2015）において、「現在の自衛隊の存在は憲法違反にあたると思いますか」という質問に対し、122人中、「憲法違反にあたる」とした人が50人、「憲法違反の可能性はある」とした人が27人であった。一方で、首相官邸（2018）の『「なぜ」、「いま」、平和安全法制か?』（首相官邸, 2018）によると、平成26年に行われた内閣府世論調査において、自衛隊への印象について9割以上が「良い」と回答したという。「自衛隊に対する印象」のグラフは次のとおりである。

（首相官邸, 2018）

内閣府世論調査から、国民の多くが、第一章で明らかにした「政府が憲法解釈し違憲組織でないとした自衛隊」に対し好印象を抱いている可能性が高いことがわかる。以降、国民の大半が自衛隊に好印象をもっていることを前提とする。安倍首相は上記の「学者の多くが自衛隊を違憲としている点」と「国民の自衛隊に対する好印象」、そして「日本国防衛」（自衛隊の現状）の三点を踏まえ、自衛隊が多くの国民から支持され、日本国のために命を張って活動しているにもかかわらず、違憲組織であると主張されるのはおかしい、として自衛隊を合憲化するため、憲法に自衛隊を書き込もうとしている。それが「憲法九条一項二項を維持し、新たに自衛隊の存在を書き込む」という安倍改憲案である。

自衛隊に対する印象（時系列）



(注1)平成18年2月調査までは、「良い印象を持っている」と「悪い印象を持っていない」の合計となっている。
(注2)平成18年2月調査までは、「良い印象を持っていない」と「悪い印象を持っている」の合計となっている。

第二節 自衛隊の任務範囲の問題

¹⁶ <https://www.asahi.com/topics/word/安保法案学者アンケート.html>

憲法に自衛隊の存在を書き込むとするならば、国民が自衛隊の任務範囲をどこまで許容しているのかを明らかにするため、自衛隊はどのような権限を保持する組織で、何ができて、何ができないかという「自衛隊の任務範囲」を国民に明らかにしなければならない。そうしなければ第二章であらわしたように国民は自衛隊に何ができるのかがわからず、同様に国民投票で何が問われているのか理解できず再び混乱が生じてしまうからである。

改憲発議の際、自衛隊明記のされ方には二つの方法が考えられる。第一に自衛隊の任務範囲を明記する方法と、第二に自衛隊の任務範囲は明らかにしない、または曖昧なものにし、自衛隊組織容認に関するもののみ明記する方法である。国民投票において第一の方法であれば国民が自衛隊の任務範囲をどこまで許容しているのかが明確になり、何が問われているか理解できる。一方、第二の方法であると自衛隊がどういった場合に武力行使をするのか、自衛隊がどういう組織なのかが不明瞭である。そのため第二の方法をとる場合は、政府は国民に自衛隊の任務範囲を明確に示す必要がある。なぜなら、政府が明確な説明をしない場合、「任務範囲不明瞭な自衛隊」を容認するか否かを問う国民投票が行われるためである。これでは国民は国民投票でもって何が問われているのか理解できない。また、国民が自衛隊の任務範囲をどこまで許容しているのかが明らかにならない。そのため国民投票を行うならば、事前に国民に対し何を問うのか、つまり自衛隊の任務範囲を政府は明確に示す必要がある。

第四章

日本の安全保障学習環境の整備の必要性

第三章にて国民の大半が自衛隊に好印象をもっているとしたが、それは「任務範囲をよく検討した上で自衛隊を容認している」という意見であるとは必ずしもいえない。現状の活動結果から判断したものがほとんどであろう。憲法に自衛隊を明記する改憲を行う場合、国民が自衛隊の任務範囲をどこまで許容しているかを明確にすべく、政府は自衛隊の任務範囲を明確に示さなければならないとしたが、国民一人ひとりが「自衛隊の行動範囲はこうあるべきだ」と持論があるとは考えにくい。むしろ、「国を守ってほしいが、戦争には巻き込まれたくはない」程度の意見になり、具体的な任務範囲に関しては結論付けないのではないだろうか。このような状態にあっては、政府により自衛隊の任務範囲が明確に示された場合においても国民は適切な判断ができない。そのため国民投票は国民が憲法や安全保障について十分な知識を得て、熟考を重ねたうえで行われなければならない。

しかし、それは現実的に厳しいところがある。その原因は大きく分けて二つある。第一に現代人は憲法や安全保障について学ぶ機会に乏しい。第二に安全保障を学ぶハードルが高い、というものである。

第一の「憲法や安全保障について学ぶ機会に乏しい」という点であるが、これは憲法や安全保障（安全保障研究、現状の課題）は国民や自国の存立、地域の平和に大きく関係する重要な問題であるのに、中学や高校、大学において学ぶ機会が乏しいというものである。細谷（2016）によると「先進民主主義国において…（中略）…これほどまでに安全保障の理解が国民に浸透していない国家も少ない」（細谷, 2016, p. 36）という。

第二の「安全保障を学ぶハードルが高い」であるが、これは安全保障を学ぶ際に問題点が存在し、それが学習者を妨害するという点である。我々は学校教育にて安全保障や憲法に積極的に触れる機会が多くない。そのため学習のために安全保障や法に関する多種多様な本を読むことが必要になる。それらの本の間における対立軸があまりにも多すぎるのが問題である。安全保障論争の対立軸は、保守とリベラルのイデオロギー対立、安倍好き嫌いの個人的感情対立、一国平和主義と国際協調主義などの外交政策対立、日米同盟と多国間同盟の同盟政策対立、集団的自衛権における憲法論議、自衛隊の違憲論争などと多岐にわたるものであり、これらの論調が入り乱れる中にほとんど無知といってもよい学習者が乗り込むのである。そこで論点が多く混乱したり、自己意見は悉く粉

碎されたりする。そのため本の内容整理や自己意見確立に時間がかかるのは必至である。また、これらの安全保障論争は、日本は平和のために安全保障を実際的にどうするかを明らかにするものではなく、相互にまともに主張を聞かず、「お互い相手を罵りあい、相手を嫌悪して、悪魔であるかのようにその言説を抹殺しようとする」（細谷, 2016, p. 35）もので溢れている。つまり平和のための実質的、建設的議論が欠如しているのである。そのため、時間的に余裕のない我々国民は安保論争の掘り所の無さから、自国の安全保障を熟考することをやめてしまう。

以上のことを纏めると、まず教育において国民の大半は安全保障や憲法において学ぶ機会に乏しい。また、安全保障の学習を試みたとしても、現状において国民が安全保障を学習することは時間的な厳しさ、内容が建設的でないこと、対立軸が多岐にわたる混沌とした論争であるといった点をもってハードルが高い。もはや自国の安全保障学習環境は整備されておらず、学習者に不寛容なものとなっている。このような状況下では、国民は自衛隊の行動範囲をどこまで許容するかという持論をもつことは疎か、熟考することさえ困難であるため、現在の状態で国民投票が行われることは適切ではないといえる。そのためまずは安全保障学習環境の整備がなされなければならない。

第五章

我々の望む平和とは

第一節 日本国民は平和を本当に希求しているのか

我々が安全保障、自衛隊の任務範囲を考える上で指標となるのは、我々がどのような平和を望むのかということである。というのも、日本にとって平和主義は一つのアイデンティティとなっており、指標にふさわしいものであるからだ。

「平和」という言葉は多義的であり各人で定義が異なるものであるが、大きく分けると「積極的平和¹⁷」と「消極的平和¹⁸」の二つに分かれる。第一段階として現代のわれわれに必要なのは、自らが考える曖昧な「平和」を再定義することである。そして自らが望む「平和」を実現するために具体的にどうすればよいのかを考えること、これが日本の安全保障、自衛隊の任務範囲を考えることになる。

日本国憲法は戦力不保持の項目があり、他国と比較しても徹底された平和主義である。また、日本国憲法前文においては「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」というものがある。前者の「平和」は消極的平和以上を指す一方、後者の憲法前文での「平和」は積極的平和を指すことがわかる。このように日本国憲法においても平和の追求と達成は言及されている。

また、安倍首相が用いる「積極的平和主義」は、上記の「積極的平和」とは内容が異なる。「積極的平和主義」は国際協調を前提とし、自国だけでなく、地域、国際社会の平和実現のために能動的、積極的行動を起こすという思想である。具体的には、専守防衛を維持しつつ、PKO 等国連の安全保障措置に積極的に参加するといったものである。

さて、実際のところ我々日本国民が望む平和とはなにか。細谷（2016）は日本国民の平和に対する考え方について以下のような疑問を投げかけている。

われわれ日本人は、本当に平和を求めているのだろうか。本当に戦争を嫌悪しているのだろうか。あるいは、ただ単に日本人が戦争に巻き込まれたくないだけであり、ただ単に日本人が戦争の被害を受けたくないだけであって、ただ単に日本人が戦争の現場から遠ざかっていただけなのだろうか。それは、グローバル化の二一世紀の時代にふさわしくない、自国民の安全のみを切り離して考える国家主義的かつ利己的な思考というべきである（細谷, 2016, p. 49）

我々日本国民は戦後 70 年以上、直接的に戦争の被害を受けず、日本における消極的平和を国民の意志に基づき維持してきたが、その間に多くの戦争やテロ、内戦が世界中で行われ、罪のない多くの人の命や人権が奪われてきた。このような情報は新聞やテレビなどを通し我々の耳に入ったことであるが、その平和ならざる世界の情報を見て、世界平和確立のためにどうすればいいのかを考えただろうか。過去に起きた数々の戦争を止めるために日本人がしたことは何だろうか。ただ我々の平和な生活が破壊される事のみを恐れ、他国の罪なき人々が戦争で殺戮されようが精神的に苦しんでいようが、我々の平和が保持されるのであれば無関心であるという態度ならば、偏狭な平和主義、エゴイズムにほかならないのではないだろうか。我々日本国民が戦争を嫌悪し、平和を希求することは平和主義国家として正しいことであるが、「自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」（日本国憲法前文）はずである。

¹⁷ 構造的暴力を完全に欠いた状態のこと

¹⁸ 戦争等直接的暴力を欠いた状態のこと

自国の安全保障を考える上で我々の望む「平和」とはなにか、「平和」のために我々ができることとは何かを再度冷静な視座をもって考える必要がある。自衛隊が海外で戦争に参加し多くの人々を殺すことはあってはならない。一方で現在の国際社会において平和確立のための国際協調を疎かにするような安全保障体制であってもならないのである。そして平和とはなにかを冷静に考えないことが、過度な理想や愛国主義につながるということを学ぶ必要がある。

第二節 平和教育における自己意見形成の場の必要性

平和教育をもって学習する内容は多くあるが、それらは日本が戦争を通して他国に与えた多大な被害や、日本が被った被害を知り、戦争の悲惨さや非人道性を理解したうえで戦争は何があっても起こしてはならないというものである。しかし、自分が望む平和がどんなものなのか、第二次世界大戦後の世界はどのような状態なのか、そして我々が平和確立のために何ができるのか、という平和に向けての議論や自己意見形成などの建設的な平和教育は多く行われていない。もちろん特定のイデオロギーに誘導するような、平和への動員はあってはならないが、過去の事実や一般的な価値観の学習にとどまらず、それらを土台とした自己意見形成の場を積極的に用意する必要がある。このような場や世界の現状を知る機会がなければ、我々の平和確立に向けられる熱意は「国際平和は達成されないだろう」という悲観的な根拠なき結論に打ち消されてしまう。そして自分の安全が保障されるなら何でもいいというような偏狭な平和観に飲み込まれてしまう。

おわりに

国民一人ひとりが、自分が希求する「平和」とは何かを再定義した上で、その平和確立のために日本の安全保障はどうあるべきかを考える。そして日本の安全保障のあり方から、自衛隊の任務範囲をどこまで許容するのかを考える。当然のことであるが18歳になる我々も自らに問いかけなければならない。これらが達成されてから国民投票は行われるべきだ。今までの内容をまとめると上記のようになるが、現実的に厳しいという面はある。安全保障学習環境の整備、平和教育における自己意見形成の場を用意するなどの学術や教育上の発展の必要性や、政府が自衛隊の任務範囲を明確に国民に示す必要があるなどという問題点がここにおいて明らかになったからである。また、漠然とした「平和」の再定義は非常に難易度が高い。しかし我々がいままで平和教育にて学んだことや、世界の紛争やテロを踏まえ、「平和」を考慮せずに安全保障について考えることはできない。いままで自国の安全保障を真剣に考えずとも憲法第九条や日米安保のおかげで私たちの国は平和でいられたのではないかという主張も、トランプ大統領に日本のことは日本自身で対処しろと言われた今では通用しない。米国に守られているという考え方は今や不確実性の中にあるということを再度認識する必要がある。一番大切なのは国民の主体的な努力と主権者意識である。

第一章で明らかにしたように、政府解釈によって違憲組織でないと言われた自衛隊に対し日本国民の大半が好印象を抱いていることが明らかになった今、我々の論点は自衛隊の任務範囲をどこまで許容するかである。そのため国民投票に先立ち、政府は自衛隊の任務範囲を国民に明確に示す必要がある。「任務範囲不明瞭な自衛隊」を許容するか否かの国民投票は国民の混乱を招くだけである。また、国民も自衛隊の任務範囲をどこまで許容するかを明確化しなければならない。武器を使わない自衛隊は過去の話であり、現在は専守防衛以上の役割を担っている。安保法制により自衛隊は在外邦人や外国軍防護の任務が付与されており、法律上自衛官¹⁹には武器使用権限²⁰がある。そのように生命の危険を覚悟し日本の安全に貢献する自衛隊に対し、主権者であり、守られている側である国民が何を望むかを明確にしないというのは不可解な話である。自国と自国民の安全に関する問題を、政府と自衛隊が勝手に行っている無関係な問題であるとするのは主権者意識の無さを暴露しているようなものである。我々は国民主権を実行しなければならない。

憲法改正において自衛隊の任務範囲は重要な論点になるが、それは日本の安全保障を考えた次の段階の論点である。グローバル化する安全保障上の脅威に対し国際的な連携をとるならば国際協調の相互援助は必至である。今までの日本が辿ってきた自国の平和、安全を望む一国平和主義の安全保障政策か、国際社会の一員として国際協調主義の安全保障政策を展開するのか、我々国民は憲法改正に伴いこのような日本の安全保障路線も問われているのである。そのため我が国の安全保障学習環境は早急に整備されなければならない。

そしてその安全保障を考える指標となる「平和」の再定義である。戦後70年以上直接的な戦争にかかわることのなかった平和国家日本とその国民は、独りよがりな平和を語るのか、それとも国際平和を語るのか。平和をより厳密な意味で捉えなおすことで自国の安全保障の道筋が開かれるのである。

18歳になる私たちはこの国の主権者になるという意識を持たなければならない。私たちは自国や自国民の将来を決定するのである。次の世代の人々のために、私たちは先人の世代より少しでも良い日本を目指す必要がある。そのためにも私たちは平和への希望を失うことなく、主体的な努力を惜しまないことが大切である。日本の将来は我々の手に握られているのだ。

¹⁹ 「自衛隊」ではなく「自衛官」個人の行為としてのみ武器の使用が認められている。柳澤（2018）によると、つまり自衛官が個人の意志で武器を使った結果、相手が死んでしまった場合、殺人という犯罪の容疑者になってしまう。なぜなら憲法九条が、軍隊の存在と国の交戦権を認めていないからだという。

²⁰ 人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。危害許容要件は正当防衛・緊急避難。（「平和安全法制」の概要）

参考文献

1. 細谷雄一 (2016) 『安保論争』 筑摩書房
2. 最上敏樹 (2017) 『いま平和とは』 岩波書店
3. 柳澤協二・伊勢崎賢治・加藤朗 (2017) 『新・日米安保論』 集英社
4. 加藤朗 (2016) 『日本の安全保障』 筑摩書房
5. 木村草太・青井未帆・柳澤協二・中野晃一・西谷修・山口二郎・杉田敦・石川健治 (2018) 『「改憲」の論点』 集英社
6. 中江兆民 著、桑原武夫・島田虔次 訳 (2017) 『三酔人経綸問答』 岩波書店
7. 長谷部恭男 (2018) 『憲法の良識 「国のかたち」を壊さない仕組み』 朝日新聞出版
8. 樋口陽一・小林節 (2016) 『「憲法改正」の真実』 集英社
9. カント 著、宇都宮芳明 訳 (2016) 『永遠平和のために』 岩波書店
10. 半田滋 (2014) 『日本は戦争をするのか 一集团的自衛権と自衛隊』 岩波書店
11. 長谷部恭男 解説 (2019) 『日本国憲法』 岩波書店
12. 仲正昌樹 (2013) 『〈法と自由〉講義』 作品社
13. 山下友信・山口厚 編 (2016) 『ポケット六法 平成29年版』 有斐閣
14. 三浦有機 「日本の軍法の可能性」 『自衛隊を活かす：21世紀の憲法と防衛を考える会』 <http://kenpou-jieitai.jp/kenkyuuronbun_miura_yuuki.html#5syou-1> (参照日 2019-2-11)
15. 伊勢崎賢治 (2017) 「安倍『加憲』で全世界が知ることとなる日本の『身勝手な論理』 『現代ビジネス』 <<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/51870?page=4>> (参照日 2019-2-12)
16. 伊勢崎賢治 (2017) 「南スーダン自衛隊撤退ではっきりした日本の安保の『超重大な欠陥』」 <<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/51311?page=4>> (参照日 2019-2-12)
17. 麻生多聞 (2018) 「中学校社会科公民的分野における平和教育実践の展開と課題」 『鳴門教育大学研究紀要』 33巻 328-343頁
18. 浦田一郎 (2018) 「自衛隊加憲論と政府解釈」 『法律論叢』 90巻 6号 45-99頁
19. 防衛省・自衛隊 「憲法と自衛権」 『防衛省・自衛隊』 <<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon02.html>> (参照日 2019-2-13)
20. 国際連合広報センター 「国連憲章テキスト」 『国際連合広報センター』 <https://www.unic.or.jp/info/un charter/text_japanese/> (参照日 2019-3-17)
21. 内閣官房 「平和安全法制等の整備について」 『内閣官房』 <https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html> (参照日 2019-2-13)
22. 内閣官房・内閣府・外務省・防衛省 『「平和安全法制」の概要』 『内閣官房』 <<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>> (参照日 2019-2-13)
23. 首相官邸 (2018) 「『なぜ』、『いま』、平和安全法制か？」 『首相官邸』 <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/heiwa_anzen.html> (参照日 2019-2-16)
24. 木原淳 (2016) 「憲法典の解釈は政治的か？ ——高柳賢三の政治的マニフェスト説を出発点として——」 『富山大学紀要・富大経済論集』 62巻 1号 47-85頁
25. 国家安全保障会議決定 (2014) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」 『内閣官房』 <<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>> (参照日 2019-2-16)
26. 朝日新聞 DIGITAL (2015) 「安保法案学者アンケート」 <<https://www.asahi.com/topics/word/安保法案学者アンケート.html>> (参照日 2019-2-16)
27. 防衛庁 (2004) 「自衛隊の現状と課題」 『首相官邸』 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei/dai6/6siryou2.pdf>> (参照日 2019-2-9)

28. 池野範男 (2009) 「学校における平和教育の課題と展望：原爆教材を事例として」『IPSHU 研究報告シリーズ』42 号 400-412 頁
29. 西日本新聞 (2018) 「『平和教育』に教員向け手引書 若年化、被爆者減少で長崎市教委が初導入 子どもの主体性促す [長崎県]」
<<https://www.nishinippon.co.jp/nnp/nagasaki/article/405016/>> (参照日 2019-3-10)
30. 日本経済新聞「自民、改憲の記述 大幅減」2019-2-11 (朝刊)、2 総合・政治
31. 防衛省・自衛隊「日米安全保障体制の意義」『防衛省・自衛隊』
<<https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/igi/index.html>> (参照日 2019-1-6)
32. 日本経済新聞「公明、連立 20 年の正念場」2019-1-5 (朝刊)、2 総合・政治
33. 日本経済新聞「安倍首相の施政方針演説 全文」2019-1-29 (朝刊)、6 特集
34. 秋田浩之「核条約の死 日本の選択は」『日本経済新聞』2019-2-8 (朝刊)、6 オピニオン
35. 日本経済新聞「国民の意志で戦争なく」2019-2-25 (朝刊)、1

総文字数：14124

この地球にフェアトレードは存在するのか

―虚飾に満ちたフェアトレードに対して消費者ができること―

フェアトレードは良いイメージが持たれることが非常に多い。これまでの論文ではフェアトレードが自由貿易に比べてどこがよいのか、これからフェアトレードを伸ばしていくためにどうすればよいのか等が論ぜられてきた。下里夢美（2013）は「現地の生産者の生活を支援しつつフェアトレードであるということを知ったうえで、搾取のない労働環境で作られた商品を選ぶことが大切である。」と結論として述べている。

だが1990年代から本格的に始まり、30年ほどたった現在、フェアトレードは本当に意味があるのか、フェアトレードにより解決された問題はあるのか、ということを考えている人は少ない。

本論ではフェアトレードが本当にフェアなのか、そもそもアンフェアとは何なのか、フェアトレードは何に対してフェアなのか、企業のフェアトレード認定ラベルはどのような役割を果たしているのかという視点からフェアトレードを考え直し、キャドバリーやマクドナルド、レッド・ロブスターを例に挙げながらフェアトレードの現状について検証する。フェアトレードの認証マークがついていても、発展国支援、環境保護は行われていない場合が多い。しかし私たちはスマホを買うために中国に飛んだり、コーヒー一杯のためにタンザニアへ飛ぶことができない。仲介者として企業が必要なのだ。身近にできる支援方法としてフェアトレードはもっと発展し、透明性を高めてほしい。企業を本気で途上国支援に乗り出させるため、先進国と途上国の人々が共生し、生産者と消費者が対等に取引をするために、消費者がフェアトレードに関して正しい知識を身に付け、大手企業の論理的イニシアティブを支援するか否かを個人の意思で決めることを可能にするため、そして大手企業の発展国支援の透明性を高め、中途半端に言い逃れできる退路をふさぐために、情報の充実を図ることの重要性を述べる。

はじめに

フェアトレードと聞いて、何を思い浮かべるだろうか。どんなイメージを持つだろうか。そもそもフェアトレードとは何なのか理解しているだろうか。日本では、フェアトレードという言葉を見聞きしたことがある人の割合は**54.2%**だ。そしてその中で正確にフェアトレードが貧困や環境に取り組む活動であると答えられた人の割合は**54.2%**であり、全体でのフェアトレードの認知率は**29.3%**である。(2015年)つまり4人に1人はフェアトレードについて知っていることになる。

表-1-B フェアトレード認知率：性別、年代別

認知率 (%)	調査対象 者全体	性別		年代別					
		男	女	10代	20代	30代	40代	50代	60代
1. 株式	15.3	16.4	14.3	14.1	20.9	18.5	15.0	12.6	11.3
2. 金融	7.8	10.1	5.6	12.8	9.8	4.2	8.5	7.1	8.1
3. 貧困	25.3	23.5	27.1	32.1	20.9	28.7	29.0	25.3	19.5
4. 環境	4.0	3.4	4.6	2.6	2.5	3.7	6.0	2.5	5.4
5. 医療	0.2	0.4	0.0	-	-	0.9	-	-	-
6. メディア	0.3	0.4	0.2	-	1.2	-	-	0.5	-
7. スポーツ	1.3	1.3	1.3	1.3	20.9	0.5	1.5	2.5	2.3
認知率(3+4)	29.3	26.8	31.7	34.6	23.3	32.4	35.0	27.8	24.9
前回の認知率	25.7	22.7	28.6	27.8	26.2	28.0	27.4	23.0	23.0

※ 四捨五入の関係で、3+4の数字が認知率と一致しないことがある

出典 https://www.peopletree.co.jp/press/press-pdf/2015/20150716_fairtrade.pdf

フェアトレードは一言で表せば「人と人、人と自然の共生を目指す貿易」である。フェアトレードに関してニュースで目にして困っている人を助ける良いことだという印象を受ける人が多いだろう。本論では、フェアトレードの広義、狭義、本当にフェアなのか、フェアでなければどうすればフェアにできるのかをフェアトレードの現状、フェアトレードの基準、フェアトレードラベルの存在意義、この三つの視点から分析していく。

第一章 フェアトレードの現状

第一節 フェアトレードが公正にしたいアンフェアな状態

アンフェアな状態とは、という問いに対して一言で答えると、先進国と途上国の経済格差だ。国が持っている経済の力を示す指標である GDP、国内生産量はその年に国内で生産されたモノやサービスの合計金額を表す数字であり、この数字をみると、国民の生活レベルを推し量ることが出来るといわれている。2018年、日本の GDP は 487 兆ドルなのに対し、バングラディッシュは 26 兆ドルである。これだけの経済力の差がある中、貿易が行われるとどうなるか、答えは簡単だ。先進国は経済援助を盾に途上国に無茶を言い、途上国は金銭欲しさにはほかの国がやりたくないことを我慢する。例えば、世界貿易機構 (WTO) は 151 の国と地域が加盟している貿易のルールを決め、貿易に関する国際紛争を解決するための国際機構であるが、先進国と途上国では発言力に差があり、貿易をやろうとする国同士で最初のところから差がある。途上国の政治家や企業の経営者たちは働く人の給料は安くてもいい、環境が少し破壊されてもいい、大きな農園を作るために先祖代々大切に耕してきた小さな畑を潰すとか先進国と取り決めをしてしまう。この取り決めのおかげで一番我慢を強いられるのは誰だろうか。それは毎日普通に働いている普通の人たちである。今までは畑で自分たちの食べるものを作っていたのに、力のある人から外国ではトウモロコシが売れるからトウモロコシを作りなさい。と言われる。しかし、お金がもらえるといわれて作ったトウモロコシは外国で安く売られており、自分にはわずかなお金しか入ってこない、自分の食べ物を作っていた畑ではトウモロコシを作っているため、食べ物を市場で買わなければいけなくなったがお金が足りない。いままでは毎日 3 食食べることが出来ていたのに、1 食しか食べれなくなり、食べていないからまともに仕事ができないが、仕事をしないとお金が手に入らない。こんな状況を作り出していく。

一方で先進国の企業は、安く原料を買い、安く作り、安く売る。そのために途上国に進出している。そして、これがビジネスではごく普通の考え方とされている。そして先進国の人々は世界のあちこちで作られたものが手に入り、生活が便利になったことを喜んでいる。その裏で途上国の人々が 1 日 1 日生きるのに精一杯なのを知らずに、だ。

現在世界では便利さを追求し、利益を生み出す自由な貿易が発展している。しかしこのためにむしろ生活が苦しくなっている人々がいる。一部の人は幸せなのに、ほかの人たちは幸せでなくなっているのだ。この自由貿易の矛盾こそがフェアトレードの発想の原点であるアンフェアな状態なのである。

第二節 フェアトレードの歴史

自由貿易でない「もう一つの貿易の形」としてのフェアトレード運動の始まりには諸説あるが、1946年、アメリカでキリスト教系 NGO がプエルトリコの女性たちがつくった手芸品を購入したのが初めと言われている。当時は、貧困に苦しむ人を助けるために、彼らが作った手工芸品を買って自国に持ち帰り、チャリティショップで販売した。その後、ヨーロッパでも、イギリスの NGO、OXFAM が中国の難民がつくった手工芸品を生産組合や村の発展の支援を目的として、手工芸品を輸入し、イギリス国内のオクスファムショップを通じて売り始めた。その後も、イギリスのトレードクラフトやドイツのゲパといったヨーロッパを代表とするフェアトレード団体が生まれ、元祖フェアトレードの手工芸品市場は成長していった。前後して、砂糖やコーヒーなどの農産品の国際価格の暴落をきっかけに、途上国の農産業者たちを支えるのもフェアトレードの活動だとして、多くの NGO 団体が農作物も商品として取り扱うようになった。しかし、1980年代になるとその成長は低迷してしまった。これらの元祖フェア・トレードの手工芸品や農産物は、主に教会組織やフェアトレード専門ショップ (ワールドショップ)、自然食品店など一般の消費

者がアクセスし難い限られたマーケットで販売されていた。小規模な上、商品は高額であったため、売れる数は限られており、売れ残った分は世界相場でせつかくフェアトレード価格で蓄えた利益も食いつぶされてしまうほどの安価で売らなければならなくなってしまう。いくら NGO が大量に商品を作ったとしても、組合全体の利益はゼロになってしまっていたからである。

より多くの商品をより多くの消費者に購入してもらうためには、販路を一般のマーケットに広げなくてはならない。その時、オランダ人二人が考えついたのは、消費者の意識を引き付ける「ラベル」だった。二人は「これがフェアトレードだ」というルールを作り、そのルールを守って生産された商品にラベルを使うことを始めた。こうして 1888 年、認証ラベル Max Havelaar が誕生した。このフェアトレード・ラベル運動はヨーロッパを中心に広まり、1989 年、国際オルタナティブトレード連盟（2003 年に国際フェアトレード連盟、2008 年に世界フェアトレード機構と改称）が設立し、1997 年先進 20 カ国のフェアトレード・ラベル団体が集まり、国際フェアトレード・ラベル機構（FLO）が設立した。

このような歴史を持つフェアトレードの理念は近年多様化しており、フェアトレードが何をフェアにしようとしているかについては、企業、団体により様々である。ここでは、1 例として先ほど名前をあげた世界に複数ある国際的なネットワーク組織の一つである FLO(Fairtrade Labelling Organization International) と WFTO (世界フェアトレード連盟 World Fair Trade Organization) を紹介する。

第三節 Fairtrade Labelling Organization International について

国際フェアトレード基準経済的基準

- フェアトレード最低価格の保証
- フェアトレード・プレミアムの支払
- 長期的で安定した取引
- 前払い
- 社会的基準
 - 安全な労働環境
 - 民主的な運営
 - 労働者の人権
 - 地域の社会発展プロジェクト
 - 児童労働、強制労働の禁止
- 環境的基準

- 農薬、薬品の使用に関する規定
 - 土壌、水源の管理
 - 環境に優しい農薬
 - 有機栽培の奨励
 - 遺伝子組み換え品の禁止
- フェアトレード最低価格とは、生産コストをまかない、かつ経済的・社会的・環境的に持続可能な生産と生活を支える価格である。
 - フェアトレード・プレミアムとは、品物の代金としてではなく地域の社会開発のために使われるべき資金。用途は各生産者組合によって決定される。

次に、Fairtrade International のフェアトレード・ラベルを紹介する。

これは、製品に対するフェアトレード認証であり、製品が国際フェアトレード基準を遵守していることを証明しているものである。第三者機関による定期監査を実施しているため、ひと目でフェアトレード商品とわかりやすく伝えることができる仕組みである。この「フェアトレードラベル」が貼られている商品は、以下のことが保証されている。

1. 生産者へのフェアトレード価格を保証する
2. 生産者の社会的な発展を保証する
3. 生産者の経済的な発展を保証する
4. 生産者の労働環境と労働条件を保証する
5. 生産地の環境保全を保証する



取り扱っている商品すべてを一気にフェアトレードに切り替えることは難しくても、製品一つからでもフェアトレードに参加することができるため、一般企業のフェアトレード参加が増え、身近なスーパーなどにもフェアトレード商品が広がりを見せている。世界で最も普及しており、最も消費者が目にすることが多いマークであるだろう。第三者機関により、フェアトレード価格を制定した上で、その価格をできちんと取引が行われているかどうか、農薬を沢山使ったり、無駄な森林の伐採をしたりせず環境にやさしい農業をしているかどうか、生産者たちが運営する生産者組合では皆が話し合いに参加して色々なことが民主的に決められているかどうか、無駄な労働をさせられていないかどうかを審査され、厳しい審査をクリアした製品に「フェアトレードラベル」を貼ることができる。こういわれると、消費者は少し高くても、「フェアトレードラベル」のついている製品をえらぶだろう。これは世界中のもの、ひとと強制するためにいくら小さくてもこの小さな草の根運動に商品を買うだけで参加できる。それなのに、一日一日生きるのに精一杯な人を見捨てて安い商品を選んでいいのか？という消費者の良心に訴えかけ、結果として資本主義社会市場の競争に打ち勝つ一つの手段として企業に注目されている。

第四節 世界フェアトレード連盟 World Fair Trade Organization (WFTO)

WFTO が掲げるフェアトレードの 10 の指針は次の通りである。

1. 生産者に仕事の機会を提供する
2. 事業の透明性を保つ
3. 公正な取引を実践する
4. 生産者に公正な対価を支払う
5. 児童労働および強制労働を排除する
6. 差別をせず、男女平等と結社の自由を守る
7. 安全で健康的な労働条件を守る
8. 生産者のキャパシティ・ビルディングを支援する
9. フェアトレードを推進する
10. 環境に配慮する

これらの基準の中に金銭、労働だけではなく環境という基準まで入っていることに驚く人も少なくない。また、近年、先進国による途上国の支援は、先進国の押しつけになってしまいがちであり、支援をする代わりに〇〇しなさい。というように外交の手段として使われることが問題となってきた政府間の支援ではなく、消費者が簡単に日常生活のなかで支援に貢献できることがフェアトレードの大きな意味である。

次に、WFTO のラベルを紹介する。



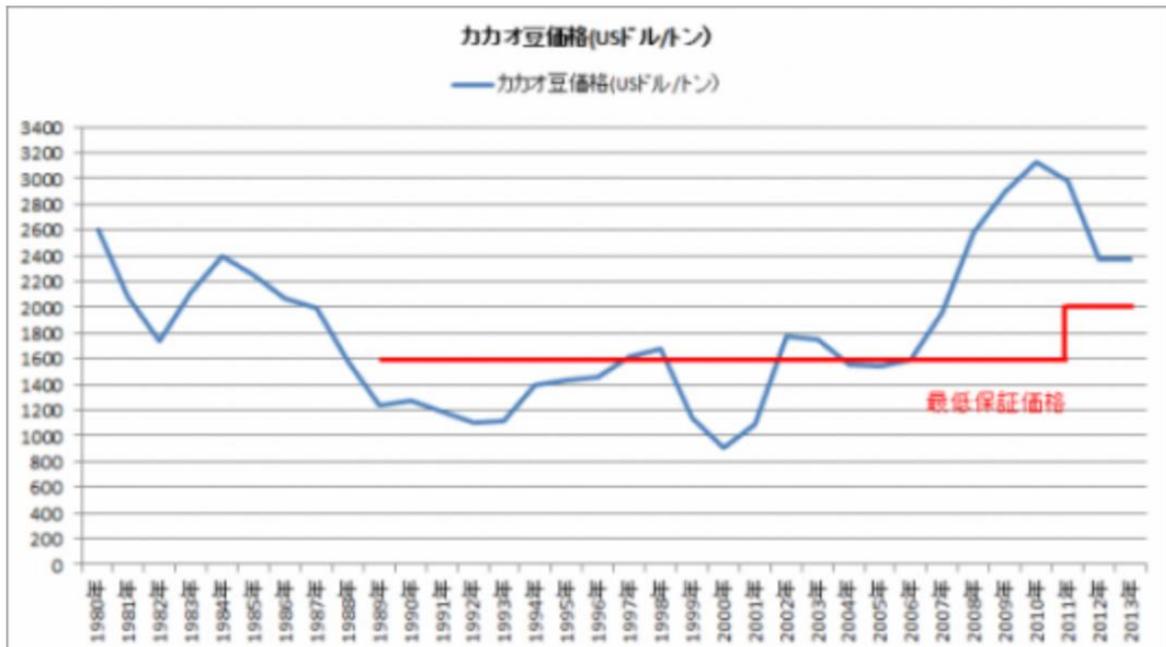
これは、フェアトレード団体を認証する WFTO に加盟しており、生産者の労働条件、賃金、児童労働、環境などに関して基準を満たしていることを認められた団体が取得するマークである。取得後も、自己評価と相互評価、外部検証を通じて確認が行われる。このマークは、団体の貿易活動が持続可能であり、改善に向けて継続的に努力していることを示している。このマークをつけている企業は 100%フェアトレードの団体であり、フェアトレードではない商品もつくるような企業や団体は加盟することができない。審査は企業や組織全体をフェアトレードの 10 の指針をベースに評価する仕組みをとっており、「フェアトレード保証システム」と呼ばれている。WFTO マークと国際フェアトレード認証ラベルについて、日本で WFTO に認証されている二つの団体のうちのひとつ、people tree は、「使用できる団体が WFTO に認証されたフェアトレード組織に限られるのに対し、FLO ラベルは基準を満たす原料を使っている企業であればどの組織

も申請することができる。これは、例えばある企業が扱う商品のうち、フェアトレード商品が占める割合がほんのわずかであったとしても、申請を通った商品には FLO ラベルをつけて販売することができる、ということの意味しており、また、WFTO の製品ラベルは、これまで FLO によるフェアトレード認証の対象外であった手工芸品などの製品にも使用することができる。」と述べている。もし「フェアトレード・ラベル」のついた商品と、「WFTO マーク」のついた商品を手にも、どちらを買うか迷ったら、「WFTO マーク」の方が確実にように思えるが、ピープル・ツリー常務取締役・胤森 なお子氏は「WFTO の監査では、『基準をに達していれば合格、そうでなければ不合格』という単純な考え方ではなく、『すぐに達成しなくても時間をかけて改善していくこと。達成していてもさらに改善を目指すこと』を奨励しています。」と述べており、この商品を買ったこの瞬間という点で時間を見るのではなく、この商品を様々な人が買うと・・・というように時間を線にとらえることの重要性を説いている。

第二章 フェアトレード最低価格についての検証

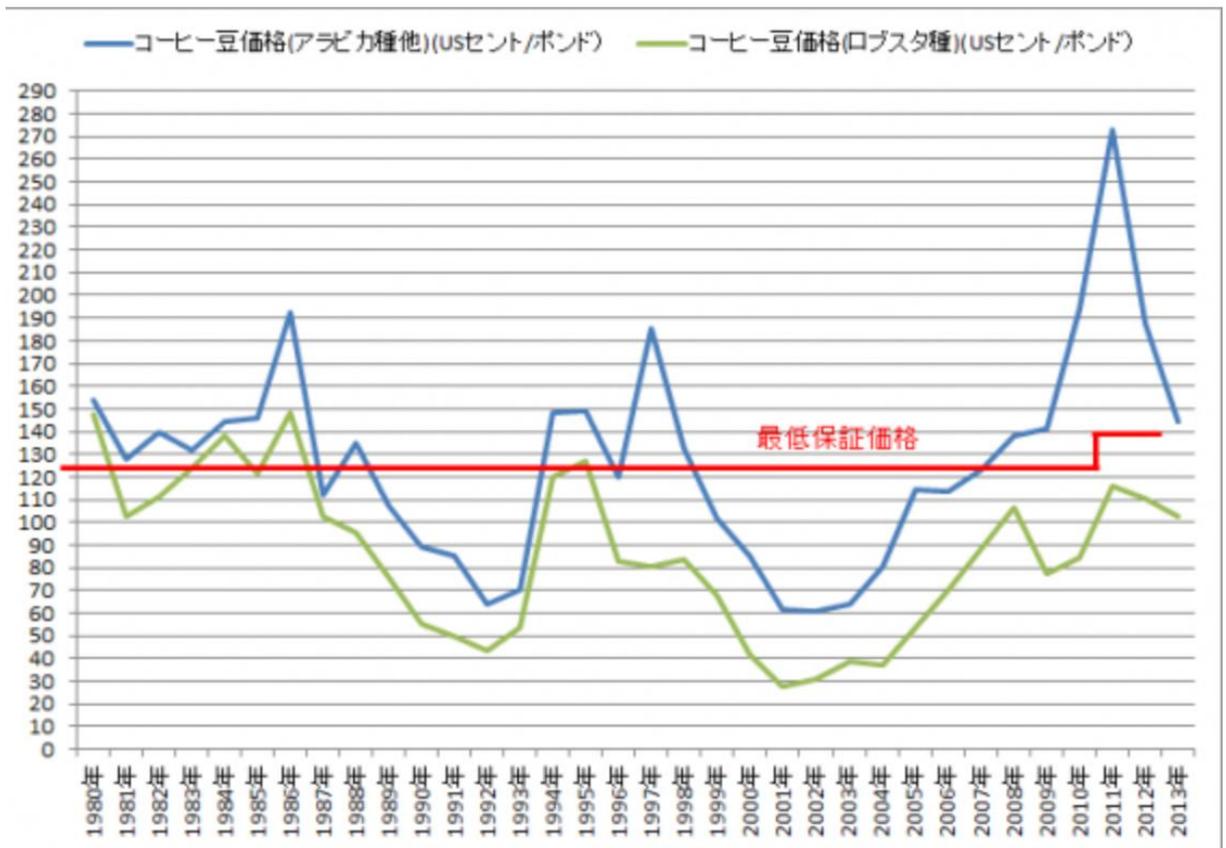
まずキャドバリーというチョコレート会社をみていきたい。この会社は、**2009年3月**、自社の中で最も売れ筋である看板商品、デイリーチョコミルクの3つの原料、カカオ、砂糖、牛乳のうち最初の二つをフェアトレードの原則に従って仕入れることを発表した。カカオの場合は当時**1トン1600ドル**というフェアトレード最低価格を守り、それに加えて**1トン当たり150ドル**の「プレミアム」を支払い、ガーナの農家がフェアトレードの認証を受けるために費用を負担するということがあった。この大きな一歩は称賛されるべきという声がとても多い。キャドバリーのミルクチョコレートといえば、年間イギリス国内で**3億枚**売れるチョコである。キャドバリーの前グローバル・コーポレート・アフェアーズ担当ディレクター、アレックス・コールは「フェアトレードはイギリス国内すべての棚に並び、信じようが信じまいが、全国民がフェアトレードの消費者になる」と述べている。また、当時英国フェアトレード財団の政策・情報担当責任者であったバーバラ・クラウザーは「この変化が、カカオ農家にもう一度喜びを取り戻させることでしょう」と述べた。日本でも、政策提言事業／CSRプロジェクトの植木氏は「新たなフェアトレードチョコレート商品を開発するのではなく、もともと販売していた商品の原料を切り替えることで、フェアトレードに高い関心がない人へもフェアトレードの認知度を高める効果が期待できるし、消費者は日々のお買い物をするお店で手軽にフェアトレードチョコレートを手に入れることが出来るようになります。」と述べている。実際、あまり変化を好まない大きな企業がフェアトレードへの移行を決定した。フェアトレードの認知度とともに企業イメージの向上も図れる。更にガーナのカカオ農家への支援もできる。素晴らしい考えだと評価され、売り上げが伸びること間違いないだろう。しかし、ここで実際に数字を見てみたいと思う。国際 Cocoa 機関によると、フェアトレードへの移行をキャドバリー社が発表した約**4か月後**であり、キャドバリーが今回の計画を始動させた記念すべき日

である 2009 年 7 月 20 日のカカオ価格は 1 トンあたり 2939 ドルであり、フェアトレードが保証するカカオ最低価格は 1 トンあたり 1600 ドルで、ICCO の価格の半分しかない。つまり、カカオの価格が半価近くまで落ちなければ意味がないのだ。コナー・ウッドマン氏は平均的なガーナのカカオ農家が保証による恩恵をうけることはないという。また、キャドバリーはこの取り組みについて目標日程を発表していない。つまり本当にフェアトレードの原則に従ってカカオが取引されるのかは疑問であると述べている。しかしながら、図から読み取れるように、国際価格が 1600 ドルを明らかに超えて増加基調に入ったのが 2007 年からで、カカオの最低価格が改定されたのが 2011 年で、改定が行われた 2011 年には 3000 ドルから 2400 ドルまで一気に減少している。キャドバリーがコナー氏の主張の通りガーナの支援をする気が無く、売り上げを伸ばすためにフェアトレードに参入したのかはわからないが、2013 年には 400 ドルしか 1 トンあたりの差がない。



<http://seize-stone.com/international-cooperation/pros-and-cons-of-fairtrade-label/>

カカオ豆だけでは不十分のため、コーヒーについてみていく。



<http://seize-stone.com/international-cooperation/pros-and-cons-of-fairtrade-label/>

図より、コーヒー豆も 2011年4月1日より1ポンドあたり125USセント/ポンドから140USセント/ポンドに改定されており、コーヒー豆は最低保証価格を市場価格が下回ることが多いため、最低保証価格が意味を成していることが証明できる。最も、今後国際価格が保証価格を大幅に下回った場合に、ラベルを外してしまう商品が急増しなければの話だが。

第三章 フェアトレードの基準の多様性による問題点

先にも述べた通り、フェアトレードとは、という問いに対して国際的な基準はない。つまり、企業は自身が決定したフェアトレードの基準に基づいて我々はフェアトレードを行っている。と公言することが可能だ。さらに言えば、フェアトレードが人と人の共生を目指しているのか、それとも人と自然の共生をめざしているのか、あるいは両方なのか、明確な基準はない。私たちが大手企業がフェアトレードを始めた。というニュースを聞くととき、この企業は途上国の人を思っている良い企業だ。と企業の言うことを鵜呑みにしてはいないだろうか。

例えば、2007年、マクドナルドの店舗で販売しているコーヒーはすべて、レインフォレスト・アライアンスというNGOが認定した南米の農家から仕入れたものだった。これが何を意味する

かという、マクドナルドでコーヒーを買うとヨーロッパ全土で毎日百万杯売られているどのコーヒーでも、倫理的に認証された生産者から仕入れたコーヒー豆から出来ているということだ。これは、フェアトレードで入手しているコーヒー豆を1種類しか扱っていないのにフェアトレードで名が知られているスターバックスに比べて大きな企業の利点となるし、消費者をマクドナルドのコーヒーを買いたいと思わせ、企業イメージの向上に役立つだろう。しかし何故最も多く使われているフェアトレード財団の認証ではないのだろうか。こんなことを考える消費者はまずいないだろう。マクドナルドの客は自分の代わりにマクドナルドが環境改善活動を実行し、どちらの団体が良いのか調べてくれた結果だろうと信頼して任せている。一方、マクドナルドが何故レインフォレスト・アライアンスを選んだのかという理由は消費者の期待から全く離れたところにある。レインフォレスト・アライアンスはコーヒーなどの最低価格を定めていない。フェアトレード財団と比較して、より市場主義型のシステムなのだ。そのため、コーヒーの市場価格が急落したとしてもマクドナルドが損をするわけではない。生産者を守るための底値がないのだ。ディーン（2005）はマクドナルドでは新しいことを始めるまで時間がかかるが、実際に動き出したら100パーセント全力投球をすることが多い。と述べている。持続可能な環境の整備に関しては全力投球しているだろう。だが、フェアトレードと聞いてほとんどの人が思い浮かべるであろう生産者の保護は行っていない。それにもかかわらずマクドナルドの倫理的な生産者からコーヒー豆を入手するという巧みなマーケティング手法は功を奏し、この変革以降、コーヒーの売り上げは25パーセント伸びた。

第四章 ラベルの理想

正しいことをしたい消費者がフェアトレードの認証マークに求めるもの。それは倫理的貿易とそうでない自由貿易の明確な区別だ。自分の払ったお金でどこの国のどこの農家がどれだけ生活環境を改善できるのか、地球環境の改善のためにどれほど役に立っているのか。それを知るために認証マークであるはずなのに、種類が多すぎることに、基準があきらかでないことにより、生産者を本当に手助けしているフェアトレードと出来ていないフェアトレードの見分けができなくなっている。クレイグ・サムズ（2013）はフェアトレード財団について「管理費が高すぎた。わけのわからない規則があった。まるっきり本末転倒だよ。」と述べている。実際、卸売業者に課される手数料はフェアトレード財団が毎年上げている収入の大部分を占める。卸売業者がブランド使用料として支払っている金額は、英国フェアトレード財団の収入源の90パーセントを占め、その約半分が認証プロセスの運営、監督にかかる管理費に消えていく。農家の手助けをするはずのフェアトレードの金額が知名度を上げるための認証に消えている。大手のフェアトレード財団であっても、だ。そして残った半額は農家の手元に届くのだろう。と思いきや残りはフェアトレードのブランドを宣伝するための活動に使われる。フェアトレード財団のバーバラ・クラウザーは「私たちは地域の意識向上に投資しています。商品がどこからくるのか、そしてどうすれば変化をもたらせるかについて、消費者に考えてもらいたいのです。」と述べている。消費者の意識向上のためのフェアトレードのラベルのブランド化。ブランド化が進むと認証ラベルを貼ることで製品の売り上げを伸ばせることに着目した大手企業のフェアトレード参入。生産者の支援ではなく、資本主義らしいもっと有名になりたいという利己心を追い求めるエゴがみえる。

おわりに

本論では、フェアトレードの目的、問題点、解決策について述べてきた。解決策はすべて、消費者の行動にかかっている。最初に述べた通り、日本でのフェアトレードの認知率は **29.3%**とあまりに低い。このような状態だから、フェアトレード認証団体はフェアトレードの認知度を上げるためにラベルを勧め、企業は倫理的な貿易を行っていると言い切らせ、消費者を形だけの倫理的な消費者に仕立て上げている。ラベルのブランド化が進む中、ラベルが貼ってあるが途上国支援をしていない商品を見極めるためには、消費者一人一人がラベルに頼るのではなく、企業の取り組み一つ一つをとりあげて、どれがフェアでどれがアンフェアなのかについて自分の目で見極めなくてはならない。その時に必要になるのは正しい情報であり、知識である。例えば、フェアトレードの英語表記が **Fairtrade** の場合、**FLO** のラベルのみを指し、**Fair trade** と表記したとき、公正貿易一般を指すと知っている人がどれだけいるだろうか。先進国と途上国のパワーバランスをなくすために発案されたフェアトレードが、管理費のせいで思うように支援ができていないと知っている人がどれくらいいるだろうか。自分が参加できる形で途上国への支援が行えるようになったというのに、支援を行う消費者の意識はあまりにも低い。この論文を執筆中何度も感じたことだが、特に日本の消費者はこの傾向が強い。その証拠に、フェアトレードの情報を提供する日本語のサイトは本当に少ない。いくら興味を持って調べようと思っても、英語で調べなければほしい情報に行きつくことができないことが多々あった。現在の消費者の良心に漬け込み、売り上げを伸ばすために発展途上国の現状を改変しようとしているとアピールするだけの大手企業に対し、苦言を呈するには、今の消費者はあまりにフェアトレードに対して無知すぎる。無知だからこそ、ラベルを貼ってある商品を手にとるだけで自分は倫理意識の高い消費者であると勘違いしている。少し高い金額を払った価値が本当にその商品にあるのか。この問いに対する答えを、インターネット上に用意すること。フェアトレード財団などの日本語訳のサイトを作ること。そして、国際的な基準がないからこそ、資金の行先は環境保護なのか、発展途上国支援なのかを明確に記すこと。企業に毎年あげた成果について公言する義務を設けることによりフェアトレード認証団体への審査を行う人員を減らし、浮いた資金を発展途上国にまわすこと。つまるところ、正確な情報の充実が、虚飾のフェアトレードではなく、誠意に満ちた公正貿易を実現させると確信している。一消費者ができることは、商品を買う際に正しい決断をすること。これに尽きる。とても小さいことに思えるかもしれない。だが、企業がどんな甘い蜜をちらつかせて商品を売ろうとしても、消費者が **NO** といえれば企業はその方針を見直さざるをえない。積小為大という言葉がある。消費者の日々の行動もこれと同じで、消費者一人一人の小さい行動がフェアトレードによる発展途上国支援、そして環境改善をはかり、地球にあるすべての人と自然とが共生する世界を実現することが出来ると確信している。

参考文献

コナー・ウッドマン (2013) 『フェアトレードのおかしな真実』 英治出版株式会社
長尾弥生(2008) 「みんなの買うが世界を変えるフェアトレードの時代」 芳賀 唯史
people tree (2019) 「オーガニックコットン、フェアトレード・エシカルファッションの通販サイト。フェアトレードの【ピープルツリー】」 『認証について』
< <http://www.peopletree.co.jp/about/certify.html> > (参照日 2019-04-08)

WFTO (2019) 「Fair trade」 『10 PRINCIPLES OF FAIR TRADE』

< <https://wfto.com/fair-trade/10-principles-fair-trade> > (参照日 2019-04-03)

people tree(2015) 「フェアトレード認知率について」

< https://www.peopletree.co.jp/press/press-pdf/2015/20150716_fairtrade.pdf > (参照日 2019-04-08)

世界の子どもを児童労働から守る NGO ACE (エース) (2019) 「フェアトレードとは？ 3種類のフェアトレードと児童労働の関係」

< <http://acejapan.org/childlabour/report/fairtrade> > (参照日 2019-04-08)

ピープル・ツリー(2008) 「」 『』

<> (参照日 2019-04-08)

NGO グローバル・ヴィレッジ(2018) 「ピープルツリーのフェアトレード」

< <http://globalvillage.or.jp/fairtrade/peopletree> > (参照日 2019-04-03)

Fragments(2013) 「フェアトレード認証、どのように変わるの？ 「ピープル・ツリー」 WFTO 年次総会まとめ」

< <http://www.fragmentsmag.com/2013/07/wfto-people-tree/> > (参照日 2019-04-02)

RedlobsterJapan(2015) 「redlobster about」

< <http://www.redlobster.jp/about/> > > (参照日 2019-04-08)

ICCO (2016) 「ICCO Monthly Averages of Daily Prices」

< https://www.icco.org/statistics/cocoa-prices/monthly-averages.html?currency=usd&startmonth=01&startyear=2012&endmonth=01&endyear=2019&show=table&option=com_statistics&view=statistics&Itemid=114&mode=custom&type=1 > (参照日 2019-04-06)

Valerie Thurner(2017) 「もっとフェアな価格でカカオ取引を スイス企業がウガンダで実験」 『swissinfo』

<

<https://www.swissinfo.ch/jpn/business/%E3%83%81%E3%83%A7%E3%82%B3%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%88%E3%81%A8%E3%83%95%E3%82%A7%E3%82%A2%E3%83%88%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%82%E3%81%A3%E3%81%A8%E3%83%95%E3%82%A7%E3%82%A2%E3%81%AA%E4%BE%A1%E6%A0%BC%E3%81%A7%E3%82%AB%E3%82%AB%E3%82%AA%E5%8F%96%E5%BC%95%E3%82%92-%E3%82%B9%E3%82%A4%E3%82%B9%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%8C%E3%82%A6%E3%82%AC%E3%83%B3%E3%83%80%E3%81%A7%E5%AE%9F%E9%A8%93/43104876> > (参照日 2019-04-01)

植木(2009) 「キャドバリー社のフェアトレードチョコレート、発売開始！」 『児童労働xCSR』

< <http://blog.canpan.info/acejapan/archive/19> > (参照日 2019-04-08)

わかちあいプロジェクト(2016) 「世界のフェアトレード認証団体」

< http://www.wakachiai.com/fairtrade/about_fairtrade/world/ > (参照日 2019-02-16)

ピープル・ツリー(2008) 「ソーシャル・レビュー2008 実施報告」

< <https://www.peopletree.co.jp/fairtrade/socialreview2008.pdf> > (参照日 2019-04-01)

Rainforest Alliance(2018) 「Certification and Assurance Services」

< <https://www.rainforest-alliance.org/business/solutions/certification/> > (参照日 2019-04-02)

下里夢美(2013) 「日本におけるフェアトレードの在り方」 『桜美林大学』

< <https://www.obirin.ac.jp/la/ico/con-sotsuron/sotsuron2013/2013M-shimosato.pdf> > (参照日 2019-03-28)

安藤史絵 (2008) 「日本におけるフェアトレードーイギリスの事例を用いて日本独自の発展の可能性を探る」 『桜美林大学』

< https://www.obirin.ac.jp/la/ico/images/_04report/2008andou.pdf > (参照日 2019-04-05)

Fairtrade International (FLO) 「Aims of Fairtrade standards」

< <https://www.fairtrade.net/standards/aims-of-fairtrade-standards.html> > (参照日 2019-04-08)

fairtrade japan 「生産者サポート」

< https://www.fairtrade-jp.org/producers/pd_support.php > (参照日 2019-04-04)

NTT コム リサーチ(2013) 「フェアトレード商品に関する調査結果 - 調査結果」

< <https://research.nttcoms.com/database/data/001541/> > (参照日 2019-03-17)

Kawasaki Mariko (2018) 「フェアトレードの認知度世界最低レベルの後進国日本。フェアトレードはなぜ日本で広まらないのか？海外と日本を比較して見えたもの」

< <https://macrobiotic-daisuki.jp/fair-tradenihon-118361.html> > (参照日 2019-04-02)

わかちあいプロジェクト 「フェアトレードとは？」

< http://www.wakachiai.com/fairtrade/about_fairtrade > (参照日 2019-04-03)

Takayuki Kitamura(2014) 「フェアトレード従事者の頭の中～フェアトレードのウソ？ホント？」

< <http://seize-stone.com/stone-info/eventrepor-fairtrade-20140215> > (参照日 2019-04-08)

フェアトレードナビ (2017) 「Fair trade」と「Fairtrade」の違い」

< http://www.fairtrade-navi.com/fair_trade.html > (参照日 2019-09-15)

フェアトレードショップ パルマルシェ (2019) 「フェアトレードの歴史」

< <https://www.parmarche.com/shop/about/fairtrade-history/> > (参照日 2019-09-15)

山畑 泉 (2010) 「日本におけるフェアトレード普及と今後のあり方」 『東北大学大学院
経済学研究科

』 < <http://www.econ.tohoku.ac.jp/econ/index.html> > (参照日 2019-03-28)

山田 里紗 (2003) 「フェアトレードを通して見えるもの」 『Sophia University Media Center』

< <http://pweb.cc.sophia.ac.jp/shimokawa/text/yamadapart.pdf> > (参照日 2019-03-17)

Transeed Group (2014) 「フェアトレードコーヒー豆の買い取り最低価格と、生産者へのインパクト」 < <http://transeed.jp/167> > (参照日 2019-03-21)

World Fair Trade Organization (2018) 「Home of Fair Trade Enterprises」

< <https://wfto.com/about-us/home-fair-trade-enterprises> >

山本 純一 (2014.3) 「フェアトレードの歴史と「公正」概念の変容 — 「報復的正義」から「互酬」、そして「分配的正義」から「交換的正義」へ—」
<http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/62501.pdf>

16774 字